

報告事項(1)資料

監査の結果について

総務課

令和3年5月

R02-21000-01098

令和3年3月22日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二 様

長崎県監査委員 濱本磨毅穂

同 砺山 和仁

同 浅田ますみ

同 ごうまなみ

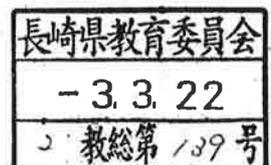


監査の結果について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した下記監査の結果を同条第9項の規定により別添のとおり提出します。

記

- 1 令和2年度普通会計定期監査（後期）
- 2 令和2年度財政援助団体等監査



定期監査結果報告書

令和2年度後期分

令和3年3月

長崎県監査委員

目 次

第1 監査の概要	1ページ
1 監査対象機関及び実施日	
2 監査対象期間	
3 監査の観点	
4 基本事項	
第2 監査の結果	3ページ
1 総 括	
2 指摘事項等の状況	
第3 指摘事項	6ページ
第4 意 見	11ページ
○ 別 紙	13ページ

令和2年度普通会計定期監査結果(後期)

第1 監査の概要

1 監査対象機関及び実施日

地方自治法第199条第4項の規定による令和2年度後期における普通会計の定期監査を、長崎県監査基準に準拠し、令和2年9月8日から令和3年2月15日までの期間において、119箇所の地方機関(知事部局、県立学校等、警察署)を対象として実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

【監査対象機関】

	地方機関			
	知事部局の地方機関	県立学校等	警察署	計
実地監査	13	26	6	45
書面監査	9	48	17	74
合計	22	74	23	119

2 監査対象期間

原則として令和元年度を対象期間としたが、監査委員が必要と認めるときは、令和2年度についても監査日までを対象期間とした。

3 監査の観点

監査に当たっては、県の事務事業が法令等に則り適正に行われているか、また、経済性、効率性、有効性は確保されているかの3Eの観点から実施した。

4 基本事項

(1) 収入

- ① 収入確保のため、調定事務、徴収対策が適切に行われているか。
- ② 収入未済の解消について、時効の管理を含む債権管理を適切に行い、効率的な回収に取り組まれているか。

(2) 予算の執行

- ① 予算の執行は、適切に行われているか。
- ② 経済性を考慮し計画的かつ効率的に執行され、効果的なものとなっているか。

(3) 契約

- ① 委託業務の実績及び履行の確認が徹底されているか。
- ② 予定価格の積算根拠は、明確かつ適切であるか。
- ③ 委託の成果が有効に活用されているか。

(4) 工事

- ① 工事の計画・設計・施工が、法令等に準拠しているか。適切かつ効率的、経済的に執行されているか。
- ② 設計積算にあたって十分な検討及び設計照査が行われているか。また、特に契約変更時は必要性、経済性が検討されているか。
- ③ 入札手続き、契約方法、支出に関する事務処理は適切に行われているか。

(5) 補助金等

- ① 補助金等の事務処理は、関係法令等に基づいて適切に行われているか。
- ② 補助事業完了後の書面や現地での履行確認は、必要に応じ適切に行われているか。
- ③ 補助事業の効果の検証は、行われているか。

(6) 物品

- ① 適切な物品の調達・管理が行われているか。
- ② 物品が有効に活用されているか。

(7) 財産の管理

- ① 公有財産等の管理は、規則等に基づき適切に行われているか。
- ② 公有財産は、有効に活用されているか。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、地方機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のおり是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

2 指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものについては、以下のとおりである。

	計	収入未済	収入	予算執行	契約	工事	補助金等	物品	財産管理	その他
指摘事項	(65) 60	(11) 8	(3) 6	(8) 1	(20) 23	(1) 1	(0) 0	(19) 13	(3) 8	(0) 0
指導事項	(161) 145	(3) 4	(13) 6	(36) 10	(33) 69	(1) 2	(3) 2	(45) 37	(24) 12	(3) 3
意見	(3) 3	(1)	(0) 0	(1)	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(1) 1	(0) 1	(0) 0
合計	(229) 208	(15) 12	(16) 12	(45) 11	(53) 93	(2) 3	(3) 2	(65) 51	(27) 21	(3) 3

単位:件

()は令和元年度後期監査結果件数

今回は、特に「契約」に関して予定額の積算や履行状況などに加え、燃料類の単価契約に留意して監査した結果、「契約」が40件、増加している。

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1)指摘事項

- ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ②機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③収入確保に適切な措置を要するもの
- ④予算を目的外に支出しているもの
- ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2)指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3)意見

- ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ②県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

(1) 収入未済について(指摘8件、指導4件)

税外未収金において、収入未済が長期化して時効期間満了となった事例や、債務者の死亡により回収が困難となっている事例等が認められたので、引き続き適正な債権管理を行い、個別状況に応じた早期の対応に努めるなど効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めるべきである。

(2) 収入について(指摘6件、指導6件)

漁港施設使用料等において、納付が遅延しているにもかかわらず督促を行っていない事例や、証紙収入において、証紙収入実績簿が作成されていない事例などが認められたので、収入事務の適正な執行に努めるべきである。

(3) 予算の執行について(指摘1件、指導10件)

水道料金が大きく増加したにもかかわらず、原因の確認を行わないまま1年半にわたり過大な水道料を支払い、また、水道管理者への減免の手続きを行っていない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(4) 契約について(指摘23件、指導69件)

産業廃棄物の処分を許可を有していない業者に業務を委託している事例や、消防施設等点検業務委託において、複数年にわたり不具合等が報告されているにもかかわらず対応がなされていない事例、清掃作業委託において、仕様書に記載された作業内容(日数)と異なる作業を受託者へ依頼し、実際の作業日数ではなく、仕様書に合わせて実績報告書を作成するように指示している事例のほか、複数の県立高校の燃料類単価契約において価格変動に応じた単価変更を行っていないなど、適正を欠く事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(5) 工事について(指摘1件、指導2件)

砂防工事の変更契約において、週休2日補正係数を算入せずに誤って設計額を積算している事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(6) 補助金等について(指摘0件、指導2件)

負担金の支出において、必要な添付書類の確認が不十分なまま処理している事例が認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(7) 物品について(指摘13件、指導37件)

物品管理簿等の点検・照合は実施しているものの、物品の所在不明や配置場所の不一致が多数発生している事例や、貸出簿の記載や確認が不十分であったため、教師用の情報端末1台が紛失している事例、備品である空気調和装置がないものと誤認し、物品管理システムで不用決定決議を行っている事例などが認められた。

物品取扱規則や各種通知等に基づき、適正な物品の調達・管理に努めるべきである。

(8) 財産の管理について(指摘8件、指導12件)

風力発電装置等で故障が長期間放置されており、当初期待した効果が十分に発現されていない事例が認められた。

また、港湾施設等の目的外使用許可等において、許可の条件となっている許可期間満了時の原状回復届を徴取していない事例が多数認められたので、適正な公有財産の管理に努めるべきである。

(9) その他(指摘0件、指導3件)

出納員引き継ぎにおいて、現金出納簿における出納員引き継ぎ処理がされていない事例が認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

第3 指摘事項

次のような不適切な事例があったので、適正に事務を執行すること。

1 総務部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(県税及び加算金等)

[五島振興局管理部税務課、吉岐振興局管理部税務課、対馬振興局管理部税務課]

2 地域振興部

(1) 収入

事実の証明手数料に係る証紙収入において、証紙収入実績簿が作成されていない。

[対馬振興局管理部総務課]

(2) 契約

長崎県公舎建築物及び建築設備点検業務委託(五島市地区)において、契約保証金の免除ができる事業者であることから、契約保証金を徴していないが、免除の手続きを行っていない。

[五島振興局管理部総務課]

(3) 物品

廃止された公印の物品不用決定が著しく遅延している。 [五島振興局管理部総務課]
(農林部に再掲)

3 県民生活環境部

(1) 契約

雨漏り・水漏れ調査を発注しているにもかかわらず、その調査結果を待つことなく、実際には原因ではなかった緑化事業で設置した設備が原因であるとして、その一部を廃棄している。また、設備を処分するにあたって、産業廃棄物処理業の許可を有していない業者に行わせているなど、産業廃棄物の処分にかかる手続きが不適切である。

[環境保健研究センター]

(2) 財産の管理

風力発電装置及び太陽光発電装置で、故障が長期間放置されており、当初期待した効果が十分に発現されていない。(3E) また、従物内訳書が更新されていないものがある。

[環境保健研究センター]

4 福祉保健部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。

(生活保護費返還金等) [西彼福祉事務所、上五島福祉事務所]

(障害福祉使用料等) [こども医療福祉センター]

(2) 契約

① 生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業業務委託において、仕様書に効果測定

の項目を定めているがそのデータ等を提出させておらず、十分な事業評価が行われていない。
[西彼福祉事務所]

② 地方講演会開催事務委託において、施行側に積算根拠が添付されておらず不明確である。また、契約期間外の費用を含め委託料を支出している。

[長崎こども・女性・障害者支援センター]

③ 麻酔器の定期点検及び緊急保守を内容とする業務委託において、予定額を総額のみで設定しており、積算根拠が不明確である。また、年度末まで緊急保守業務が継続するにもかかわらず、契約書に定期点検完了後に契約額の全額を請求できる条項を設け、年度途中で全額を支払っている。
[こども医療福祉センター]

5 水産部

(1) 収入

漁港施設使用料ほかについて、納付が遅延しているものの督促を行っていない。

[五島振興局上五島支所建設部管理・用地課]

(2) 契約

① 漁業調査船用燃料(A重油)単価契約において、代行給油の業者以外の者から給油を受けており、また代行給油の場合の品質確認を行っていない。
[総合水産試験場]

② 展示水槽保守点検業務において、昨年度の監査での指導にもかかわらず、契約どおりに業務が実施されているか確認していない。また、令和2年度の契約においても履行の確認が十分でなく、適正な業務の指導・監督が行われていない。
[総合水産試験場]

(3) 物品

昨年度の監査での指導にもかかわらず、毒物劇物が一般の試薬と同じ場所に保管されている。また、管理簿に登録されないまま保有している劇物がある。

[総合水産試験場]

(4) 財産の管理

① 漁港施設等の目的外使用許可等において、許可の条件となっている許可期間満了時の原状回復届を徴取していない。
[五島振興局上五島支所建設部管理・用地課]

② 漁港施設占用許可において、許可期間満了後、県の土地に建物等が残されたままになっている。
[五島振興局上五島支所建設部管理・用地課]

6 農林部

(1) 収入

木材業者及び製材業者登録証の交付事務において、有効期限を誤っており、再発行などの是正措置が取られていない。
[対馬振興局農林水産部林業課]

(2) 契約

野菜温室自動カーテン改修工事において、入札保証金を免除できるにもかかわらず、特段の理由もなく徴している。また、契約保証金について、契約額(税込み)の10%以上を徴すべきところ、納付額が不足している。 [農業大学校]

(3) 物品

- ① 公用車等運転確認簿による所属長等の確認及び記録が行われていないものがある。また、日常点検が行われていないものがある。

[県央振興局農林部長崎地域普及課、諫早地域普及課、大村・東彼地域普及課、農業企画課]

- ② 消耗品出納簿に登録されていない劇物がある。

[県央振興局農林部諫早地域普及課]

- ③ 水位計等について、使用見込みがないにもかかわらず具体的な処分方法が検討されていない。また、借入期間を過ぎたパソコン等の返却が遅延している。

[県央振興局農林部検査課、農村整備課、諫早湾干拓堤防管理事務所]

- ④ 廃止された公印の物品不用決定が著しく遅延している。

[五島振興局農林部家畜衛生課]

- ⑤ 故障等により使用見込みのない重要物品や管理簿に登録されないまま置かれている物品等について、具体的な処分の検討がされていない。 [農林技術開発センター]

7 土木部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。

(港湾施設使用料等) [五島振興局建設部管理・用地課]

(過払い報酬の返還金)[対馬振興局管理部総務課]

(2) 収入

- ① 港湾施設目的外使用許可及び調定において、実際の決裁日より大幅に遡って処理を行っている。 [五島振興局上五島支所建設部管理・用地課]

- ② 公文書の写しの交付手数料に係る証紙収入において、証紙収入実績簿が作成されていない。 [対馬振興局建設部上県土木出張所]

(3) 契約

- ① 船津ダム浄化槽保守点検業務において、契約が遅延している。また、浄化槽点検期間が適切でない。 [県央振興局建設部河港課]

- ② 産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託について、見積徴取時に業者の資格の確認を行っていない。 [五島振興局建設部道路課]

- ③ 琴石川通常砂防工事他(監督補助業務委託)において、対象工事の件数が大幅に減少したにもかかわらず、業務量は変わらないとして減額等の検討を行っていない。

[五島振興局建設部河港課]

- ④ 福江ダム水質分析業務において、契約書が省略できる建設関連業務委託でないにもかかわらず、契約書を作成していない。 [五島振興局建設部福江ダム管理事務所]

(4) 工事

浜田川通常砂防工事(法面工)の変更契約において、労務費と機械経費に係る補正係数を算入せずに誤って設計額を積算している。 [壱岐振興局建設部建設課]

(5) 物品

- ① 水防倉庫にある丸太について、台帳と実際の保管数量が異なっている。また、同倉庫に保管されている信号機について、物品登録がなされていない。さらに、同敷地内に保管されている電動ホイスについて、物品の管理者等が把握していない。

[五島振興局上五島支所建設部管理・用地課、建設課]

- ② 融雪剤として使用する塩化カルシウムについて、在庫の中には湿気等により固まって使用に支障があるものが多数生じている。 [壱岐振興局建設部建設課]

(6) 財産の管理

- ① 港湾施設等の目的外使用許可等において、許可の条件となっている許可期間満了時の原状回復届を徴取していない。 [五島振興局建設部管理・用地課]

- ② 有川港他2箇所において、長年占用許可を取ることなく放置された船舶の所有者に対し、十分な対応が取られていない。 [五島振興局上五島支所建設部管理・用地課]

- ③ 港湾施設の目的外使用許可において、許可の条件となっている許可期間満了時の原状回復届を徴取していない。 [壱岐振興局建設部管理・用地課]

- ④ 壱岐空港において、工作物設置許可が行われていないカメラ等が設置されている。 [壱岐振興局建設部空港管理事務所]

8 教育庁

(1) 収入

長崎市道の道路区域内にある電柱等について、誤って使用許可を行っている。

[長崎工業高等学校]

(2) 予算の執行

水道料金が大きく増加しているにもかかわらず、原因の確認を行わないまま、1年半にわたり漏水による過大な水道料金を支払っている。また、その過大に支払った水道料金について、減免の手続きを行っていない。 [川棚高等学校]

(3) 契約

- ① 職員住宅ベランダ手すり等改修において、契約保証金免除の要件を満たしていないにもかかわらず、契約保証金を徴していない。 [大村高等学校]
- ② 委託にかかる契約書等について、検印を受けることなく公印を押印している。 [豊玉高等学校]
- ③ 蛍光管等の処分において、処理方法を産業廃棄物とすべきところ、一般廃棄物としている [国見高等学校]
- ④ 職員住宅ブロック塀改修工事の請負契約において、契約保証金を徴していない。 [北松西高等学校]
- ⑤ 牛の配合飼料購入(単価契約)について、生乳の買取を条件としているため、契約の相手方が特定されることを知りながら、これまで見積辞退している業者へ引き続き見積執行通知を行っている。 [島原農業高等学校]
- ⑥ 消防設備等点検業務委託において、複数年にわたり防排煙設備の不作動が報告されているにもかかわらず、対応が遅れている。また外壁打診調査業務委託において、不良箇所に係る修繕費用等の検討が行われていない。 [諫早商業高等学校]
- ⑦ 植木管理等業務委託において、誤った内容で契約締結後、担当者のみの判断で契約書の差替えを行っている。 [長崎明誠高等学校]
- ⑧ 一般廃棄物収集運搬処分業務委託において、FAX 見積が同価であった業者にくじを引かせる手続を誤っている。 [長崎特別支援学校]
- ⑨ プール清掃業務委託において、産業廃棄物(汚泥)の処分の許可が無い業者に業務を委託している。 [桜が丘特別支援学校]

(4) 物品

- ① 施錠設備がなく、「医薬用外劇物」の表示がない冷蔵庫に、一般薬品と一緒に保管されている劇物がある。 [諫早東高等学校]
- ② 物品の所在不明や配置場所の不一致が多数発生しており、点検等の物品の管理が不十分である。 [対馬高等学校]
- ③ 昨年度の監査での指摘にもかかわらず、生産品出納簿において生産品数量が管理されておらず、受入・払出の適正な管理が行われていない。 [島原農業高等学校]
- ④ 教師用の情報端末 1 台が紛失しており、物品の管理が不十分である。 [鶴南特別支援学校]

(5)財産の管理

合宿所(県有財産)の管理において、光熱水費を私費会計(同窓会館運営費)で負担させているが、その根拠が不明確である。 [島原翔南高等学校]

9 警察本部

(1)契約

① 島原警察署庁舎清掃作業委託において、仕様書に記載された作業内容(日数)と異なる作業を受託者へ依頼している。また、実際の作業日数ではなく、仕様書に合わせて実績報告書を作成するように指示している。 [島原警察署]

② 消防用設備等点検業務委託において、避難はしご交換及び消火器具が不良との点検結果報告があっていたにもかかわらず、対応がなされていない。 [五島警察署]

(2)物品

物品の点検・照合の際に、備品である空気調和装置がないものと誤認し、物品管理システム上、不用決定決議を行っている。 [時津警察署]

第4 意見

今期の監査では、物品において、前期に引き続き、長期間放置され今後も使用見込みのない備品等について具体的な処分等の検討がされていないなどの事例や、毒物劇物について改善傾向はみられるものの、一部においてはなお適正に管理されていない事例が見られた。

また、業務委託において、仕様書に業務の実施回数等を示していない事例や、仕様で定めた業務の内容について業務完了報告書で確認が十分できていない事例が見られた。

そのほかにも多額の予算を使用して設備を導入したものの、当初期待した効果が十分に発現されないまま長期間放置されている事例も見られたため、事業の本来の目的を常に念頭において効果的な事業の実施を求めたい。

なお、特に速やかな改善・検討などが必要と認められるものは、以下のとおりである。

(1)放置廃船について

港湾・漁港施設の放置廃船対策については、現地確認や撤去指示等が行われているものの、後期監査においても多数の放置廃船が確認されている。

これら放置廃船は、港湾・漁港施設の適正な管理に支障を及ぼすのみならず、沈没して、施設管理者である県による引き上げが必要になる場合もあり、収入未済発生の一因ともなっている。

また、所有者を把握していながら、十分な対応がなされない間に、所有者が死亡してしまう

事例も生じており、遅滞なく対応を行うことが不法占用の減少に繋がるものとする。

本庁所管課においては、港湾・漁港施設の適正な管理の為、個別具体的な方針を定め早期対応に努めるよう関係地方機関へ周知徹底されたい。〔漁港漁場課、港湾課〕

(2) 燃料類の単価契約について

LPガス等の燃料単価契約においては、年間を通して価格が大きく変動する可能性があるにも関わらず、市場価格の変動に基づく契約単価の変更について、取扱いを定めていない事例や、取扱いは定めているものの、契約単価の変更手続きを行う目安となる価格の変動幅等の基準を設けていない事例が確認された。これらの契約の場合、市場価格が大きく変動した場合においても、変更契約は行われていない。

さらに、契約書自体の内容に問題はないが、契約内容に沿った市場価格の変動の把握を怠っている事例も見受けられた。

本庁所管課においては、LPガス等燃料契約単価の変更について、契約変更を協議すべき変動幅の考え方などを示すとともに、各県立学校における契約事務の適正化について周知徹底されたい。〔教育環境整備課〕

(3) 寄贈品及び県費外購入等物品について

県立学校においては、PTAや同窓会等が購入した物品が多く存在しており、これらの物品は、寄贈品として県有となっているものと、PTA等の所有のまま管理をしているものがある。後者については、「長崎県立高校における県費外購入等物品に関するガイドライン」により、県費外購入等物品であることの表示を行うことや、管理物品の一覧表を作成することが求められている。

これらの管理状況を確認したところ、寄贈を受けたものの寄付受納の手続きがとられているか確認できない事例や、県費外購入等物品であることの表示が行われていない事例、管理物品の一覧表が現状と大きく異なっている事例等が散見された。

本庁所管課においては、寄贈品等の速やかな寄付受納の手続き、並びに、県費外購入等物品のガイドラインに基づく適正な管理について、県立学校へ周知徹底されたい。

〔教育環境整備課〕

(別紙)

1 実地監査

監査対象機関	委員監査年月日	監査委員	
[振興局]			
県央振興局	令和2年12月23日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
五島振興局	令和2年11月17日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
五島振興局上五島支所	令和2年11月18日	濱本磨毅穂	浅田ますみ
杵岐振興局	令和2年11月5日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
対馬振興局	令和2年11月6日	濱本磨毅穂 浅田ますみ	砺山 和仁 ごうまなみ
[県民生活環境部関係]			
環境保健研究センター	令和3年1月14日	砺山 和仁	浅田ますみ
[福祉保健部関係]			
西彼福祉事務所	令和3年1月22日	濱本磨毅穂	浅田ますみ
東彼・北松福祉事務所	令和3年1月28日	濱本磨毅穂	浅田ますみ
こども医療福祉センター	令和3年1月21日	濱本磨毅穂	ごうまなみ
[こども政策局関係]			
開成学園	令和3年1月22日	濱本磨毅穂	浅田ますみ
[産業労働部関係]			
長崎高等技術専門学校	令和3年1月21日	砺山 和仁	浅田ますみ
[水産部関係]			
総合水産試験場	令和3年1月21日	砺山 和仁	浅田ますみ
[農林部関係]			
農林技術開発センター	令和3年1月21日	濱本磨毅穂	ごうまなみ
[教育庁関係]			

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
対馬歴史研究センター	令和2年11月6日	砺山 和仁 浅田ますみ
長崎図書館	令和3年1月14日	砺山 和仁 浅田ますみ
長崎西高等学校	令和3年1月22日	砺山 和仁 ごうまなみ
長崎南高等学校	令和3年1月22日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
長崎北高等学校	令和3年1月22日	砺山 和仁 ごうまなみ
佐世保南高等学校	令和3年1月28日	砺山 和仁 ごうまなみ
諫早高等学校	令和3年1月21日	濱本磨毅穂 ごうまなみ
諫早東高等学校	令和3年1月15日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
大村高等学校	令和3年1月14日	砺山 和仁 浅田ますみ
豊玉高等学校	令和2年11月6日	濱本磨毅穂 ごうまなみ
壱岐高等学校	令和2年11月5日	砺山 和仁 浅田ますみ
五島高等学校	令和2年11月18日	砺山 和仁 ごうまなみ
大崎高等学校	令和3年1月14日	濱本磨毅穂 ごうまなみ
口加高等学校	令和3年1月15日	砺山 和仁 ごうまなみ
川棚高等学校	令和3年1月29日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
長崎工業高等学校	令和3年1月22日	砺山 和仁 ごうまなみ
佐世保工業高等学校	令和3年1月28日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
島原工業高等学校	令和3年1月15日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
諫早商業高等学校	令和3年1月15日	砺山 和仁 ごうまなみ
壱岐商業高等学校	令和2年11月5日	濱本磨毅穂 ごうまなみ
佐世保東翔高等学校	令和3年1月28日	砺山 和仁 ごうまなみ
平戸高等学校	令和3年1月29日	砺山 和仁 ごうまなみ

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
島原翔南高等学校	令和3年1月15日	砺山 和仁 とうまなみ
諫早高等学校附属中学校	令和3年1月21日	濱本磨毅穂 とうまなみ
川棚特別支援学校	令和3年1月29日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
桜が丘特別支援学校	令和3年1月29日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
[警察署関係]		
時津警察署	令和3年1月14日	濱本磨毅穂 とうまなみ
西海警察署	令和3年1月14日	濱本磨毅穂 とうまなみ
島原警察署	令和3年1月15日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
早岐警察署	令和3年1月28日	砺山 和仁 とうまなみ
相浦警察署	令和3年1月28日	濱本磨毅穂 浅田ますみ
江迎警察署	令和3年1月29日	砺山 和仁 とうまなみ

2 書面監査

監査対象機関	委員監査年月日	監査委員
--------	---------	------

[総務部関係]

東京事務所	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
-------	-----------	-------

[県民生活環境部関係]

川棚食肉衛生検査所	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
-----------	-----------	-------

[福祉保健部関係]

上五島福祉事務所	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
長崎こども・女性・障害者支援センター	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保こども・女性・障害者支援センター	令和3年2月15日	濱本磨毅穂

[産業労働部関係]

佐世保高等技術専門校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
------------	-----------	-------

[農林部関係]

農業大学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
肉用牛改良センター	令和3年2月15日	濱本磨毅穂

[土木部関係]

石木ダム建設事務所	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
-----------	-----------	-------

[教育庁関係]

埋蔵文化財センター	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
長崎東高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
長崎北陽台高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保北高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保西高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
宇久高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
島原高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
西陵高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
猶興館高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
松浦高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
対馬高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
上対馬高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
五島南高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
奈留高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
西彼杵高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
国見高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
小浜高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
波佐見高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
北松西高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
上五島高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
中五島高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
島原農業高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
諫早農業高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
北松農業高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
西彼農業高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
鹿町工業高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保商業高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
島原商業高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
長崎鶴洋高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
長崎明誠高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
大村城南高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
五島海陽高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
清峰高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
鳴滝高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保中央高等学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
長崎東中学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保北中学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
盲学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
ろう学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
島原特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
虹の原特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
鶴南特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
希望が丘高等特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
長崎特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
諫早特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
諫早東特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
大村特別支援学校	令和3年2月15日	濱本磨毅穂

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
-------------	---------	---------

[警察署関係]

長崎警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
大浦警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
稲佐警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
浦上警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
諫早警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
雲仙警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
南島原警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
大村警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
川棚警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
佐世保警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
松浦警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
平戸警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
五島警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
新上五島警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
吉岐警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
対馬南警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂
対馬北警察署	令和3年2月15日	濱本磨毅穂

令和 2 年度

財政援助団体等監査
監 査 結 果

長崎県監査委員

目 次

第 1	監査の概要	1
第 2	監査の結果	
1	総括	1
2	指摘事項等件数	1
3	指摘事項及び意見	2
(1)	学校法人 聖母の騎士学園	2
(2)	長崎空港ビルディング株式会社	2
(3)	公益財団法人 長崎ミュージアム振興財団	4
(4)	特定非営利活動法人 Fineネットワークながさき	5
(5)	一般社団法人 長崎県視覚障害者協会	5
(6)	一般社団法人 長崎県ろうあ協会	6
(7)	長崎県食料産業クラスター協議会	7
(8)	特定非営利活動法人 長崎海洋産業クラスター形成推進協議会	7
(9)	職業訓練法人 長崎県中央職業訓練協会	7
(10)	株式会社 長崎県漁業公社	10
(11)	公益財団法人 長崎県農林水産業担い手育成基金	11
(12)	公益財団法人 長崎県建設技術研究センター	12
(13)	長崎県公園緑地協会・長崎陸上競技協会・八江グリーンポート共同体	13
(14)	グリーンメイク・岩永造園・中村造園指定管理者共同企業体	14
(15)	長崎サンセットマリーナ株式会社	14
(16)	株式会社トラスティ建物管理・株式会社プラネット共同事業体	15
(17)	長崎県住宅供給公社	15
(18)	長崎県営バス観光株式会社	17
(19)	長崎県高等学校体育連盟	17
4	指導事項	18
(別紙)	令和 2 年度財政援助団体等監査の実施状況	19

令和 2 年度財政援助団体等監査 監査結果

第 1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、かつ、長崎県監査基準に準拠し、令和2年度財政援助団体等監査を次のとおり実施した。

(1) 監査の対象

令和元年度に財政的援助等を行った、別紙記載の35団体

(2) 監査の着眼点

財政的援助等に係る資金の出納状況及び団体の事業活動が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査した。

(3) 監査の実施内容

実地監査及び書面監査により実施。(詳細は別紙のとおり)

ア 監査年月日

実地監査：令和2年9月3日～令和3年1月29日

書面監査：令和3年2月15日

イ 監査委員

濱本 磨毅穂、砺山 和仁、浅田 ますみ、ごう まなみ

第 2 監査の結果

1 総括

監査の結果、財政的援助等に係る資金の出納状況及び団体の事業活動内容については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正、改善または検討を要する事項が認められたので、該当した団体についての適切な指導を主務課に求めるとともに、主務課に対するものについては直接是正等を求めた。

2 指摘事項等件数

区 分	指 摘 事 項		指 導 事 項		意 見		合 計	
	団体数	件数	団体数	件数	団体数	件数	団体数	件数
団体に対するもの	12	23	22	59	12	13	26	95
主務課に対するもの	2	3	4	5	0	0	5	8
合 計	-	26	-	64	-	13	-	103

1 合計欄の団体数については、重複分を除いている。

2 監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項 法令、条例又は通達等に違反しているもの

機関の意思決定が適切になされていないもの
収入確保に適切な措置を要するもの
予算を目的外に支出しているもの
不必要な予算執行をしているもの又は損害を
生じているもの
経済性・効率性、有効性の観点から改善を要す
るもの
前回、指摘事項又は指導事項とした事項のう
ち、是正・改善されていないもの
その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適
当であると認められるもの

(2) 指導事項 指摘事項の項目に該当するもののうち、輕易
と認められるもの

(3) 意見 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注
意を喚起することが必要と認められるもの
県の組織及び運営の合理化を図るため、特に
措置を要すると認められるもの

3 指摘事項及び意見

(1) 学校法人 聖母の騎士学園

指摘事項

ア 収納現金の処理について

聖母の騎士幼稚園において、当法人の会計業務規定では、収納し
た金銭を直接支払いに充当することはできないと規定されている
が、子育て支援センターの利用者から徴収した参加者負担金を銀行
に預入れすることなく直接支払いに充当している事例が見受けら
れる。

適切な会計処理を行うこと。

(2) 長崎空港ビルディング株式会社

意見

ア 経営状況について

長崎空港の乗降旅客数は国内線・国際線合わせて 3,159,036 人で、
2～3月の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、前年度から

110,451人減少したが、過去3番目に高い実績となった。

一方、当年度の決算は、売上高が5,088,455千円で、営業利益は305,111千円、経常利益は319,606千円と、前年度比で減収減益となり、当期純利益も202,484千円と、前年度に比べ減少しているが、8期連続で黒字を確保している。

しかし、法人が策定している中期経営計画（令和元年度～令和3年度）で、初年度となる当年度は、売上高、営業利益及び売上高営業利益率すべてで計画を下回っており、新型コロナウイルス感染症拡大による乗降旅客数の減少等で、来年度以降も経営への影響が懸念される。

新たな経営環境を踏まえた計画（戦略）の見直しについて検討されたい。

長崎空港乗降旅客数の推移 (単位:人)

		H27	H28	H29	H30	R元
旅客数		3,107,618	2,996,719	3,158,442	3,269,487	3,159,036
内訳	国内線	3,057,801	2,961,088	3,104,880	3,200,903	3,092,067
	国際線	49,817	35,631	53,562	68,584	66,969

損益計算書 (単位:千円)

科 目	令和元年度	平成30年度	増減
売上高	5,088,455	5,318,961	230,505
売上原価	2,127,565	2,283,364	155,799
販売費及び一般管理費	2,655,779	2,566,042	89,736
営業損益	= - - 305,111	469,554	164,442
営業外収益	16,634	13,983	2,651
営業外費用	2,139	84	2,054
経常損益	= + - 319,606	483,452	163,846
特別利益	42,600	8,501	34,098
特別損失	71,153	54,759	16,394
税引前当期純損益	= + - 291,053	437,194	146,141
法人税、住民税及び事業税	99,307	113,988	14,680
法人税等調整額	10,738	20,742	-
当期純利益	= - - 202,484	302,463	99,979

(注) 単位未満切捨てのため、合計、増減が一致しない場合がある。

中期経営計画と実績(令和元年度分)

	計画(A)	実績(B)	差(B)-(A)
売上高(百万円)	5,827	5,438	389
営業利益(百万円)	361	305	56
売上高営業利益率	6.2%	5.6%	0.6%

(注) 内部取引除外前の数字のため、売上高(実績)は決算の数字と一致しない。

(3) 公益財団法人 長崎ミュージアム振興財団

指摘事項

ア 立替払いについて

物品の購入を行う際に、職員が経費を一旦立替え、後日、当該職員に小口現金から支出している事例が複数みられる。

やむを得ない場合を除き、請求書払いの活用など適正な会計処理を行うこと。

意見

ア 経営状況について

当法人の当年度の収支は、経常収益が719,973千円、経常費用が716,343千円で、法人税等を加味した当期一般正味財産増減額は3,559千円の黒字であり、この結果、当年度の正味財産期末残高は6,571千円となっている。

一方で、収益目的事業会計は、カフェ事業の収支の悪化により、337千円の赤字となっていることから、今後の法人経営を安定させ、公益事業の収支相償を確保するため、収益事業の黒字化を図られたい。

正味財産増減計算書

(単位:千円)

勘定科目		令和元年度				平成30年度	
		公益目的 事業会計	収益目的 事業会計	法人会計	合計		
一般正味財産	経常増減	事業収益	117,367	243,330		360,698	136,307
		受取負担金	324,480	21,519	10,193	356,192	353,919
		雑収益等	2,868	215		3,083	2,081
		経常収益計	444,715	265,064	10,193	719,973	492,307
		事業費	440,546	265,391		705,937	492,480
		管理費			10,193	10,193	10,110
		引当金繰入額	203	10		213	100
	増減外	経常費用計	440,749	265,401	10,193	716,343	502,690
		当期経常増減額	3,967	337	0	3,630	10,383
		経常外収益					0
		経常外費用					0
		当期経常外増減額	0	0	0	0	0
		他会計への繰出額					0
		税引前正味財産増減額	3,967	337	0	3,630	10,383
法人税、住民税及び事業税		71		71	472		
当期一般正味財産増減額	3,967	408	0	3,559	10,855		
一般正味財産期首残高	23,429	18,941	0	4,488	6,366		
一般正味財産期末残高	19,463	18,533	0	929	4,488		
指定正味財産	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	7,500			7,500	7,500		
指定正味財産期末残高	7,500	0	0	7,500	7,500		
正味財産期末残高	11,963	18,533	0	6,571	3,012		

単位未満を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

収益事業の推移

(単位:千円)

項目	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	
カフェ事業	収益	18,225	16,415	16,147	16,842
	費用	18,003	16,387	17,135	21,786
	損益額	222	28	988	4,944
ショップ事業	収益	49,859	64,459	46,266	224,049
	費用	39,744	62,613	43,963	220,816
	損益額	10,115	1,846	2,303	3,233
その他収益事業	収益	1,955	4,425	6,980	4,499
	費用	651	1,431	4,148	3,125
	損益額	1,304	2,994	2,832	1,374
損益額合計	11,641	4,868	4,147	337	

(4) 特定非営利活動法人 Fine ネットワークながさき

意見

ア 施設の利用状況について

当法人は、県民ボランティア活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア活動に関する情報誌やパンフレットの発行、ながさきボランティアネットやメールマガジンを活用した情報提供等を行うなど、利用について広く周知に努めているが、当年度の施設利用者数は、目標利用者数を達成することができず、前年度と比べても減少している。

また、メルマガ読者数について、当年度は昨年度より増加しているものの、目標読者数を達成していない。

今後とも、メールマガジンの発信やイベントの企画等を通じ、センター利用の周知を図るなど、さらなる利用促進に努めるべきである。

利用者数の推移 (単位:人)

	H30	R1
目標	23,000	23,000
実績	24,557	19,710
差	1,557	3,290

メルマガ読者数の推移 (単位:人)

	H30	R1
目標	1,189	1,223
実績	1,173	1,190
差	16	33

(5) 一般社団法人 長崎県視覚障害者協会

意見

ア 施設の利用状況について

当法人は、長崎県視覚障害者情報センターにおいて、ホームページ等による周知のほか、市町福祉関係窓口、長崎県眼科医会、盲学校等関係機関への働きかけを通じ、当施設の利用促進を図っている。

しかしながら、当年度における蔵書等(視覚障害者のための情報総合ネットワーク「サピエ」によるダウンロードも含む)の貸出数は、前年度に比べ減少しており、当年度の目標値も達成していない。

今後とも広報の充実や利用者のニーズの把握などを図り、なお一層の利用促進に取り組むべきである。

サピエ・蔵書・雑誌の貸出実績の推移

(単位:タイトル)

項目		H29	H30	R01
サピエ実績	録音図書(データ)	22,092	22,555	18,383
	テキストデージー	3,351	2,048	3,384
	点字図書(データ)	13,612	10,422	9,849
	計	39,055	35,025	31,616
蔵書実績	録音図書(CD)	6,727	6,709	6,555
	録音図書(テープ)	101	47	51
	点字図書	694	742	676
	計	7,522	7,498	7,282
雑誌実績	録音図書(CD)	20,544	20,108	19,127
	録音図書(テープ)	667	777	789
	点字図書	3,072	2,980	3,214
	計	24,283	23,865	23,130
実績合計		70,860	66,388	62,028
サピエ・蔵書・雑誌に係る貸出目標値			64,013	67,017

(6) 一般社団法人 長崎県ろうあ協会

意見

ア 施設の利用状況について

当法人は、長崎県聴覚障害者情報センターにおいて、聴覚障害者及び家族支援のため、字幕・手話入りビデオ・DVDの制作や貸出、各種相談やIT講習会等の実施で、当施設の利用促進を図っている。

しかしながら、当年度における当センターの利用者数は6,353人であり、目標値6,624人を下回っている。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月から部屋の貸し出し制限やふれあいの場として定着している「みみ倶楽部」を中止したことにより利用者が減少したことも一因ではあるが、利用者のニーズをより一層把握して、参加者が少ない事業を見直すなど、引き続きセンターの利用促進に取り組みたい。

長崎県聴覚障害者情報センター利用者数の推移

(単位:人)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ビデオ 貸出	533	475	468
ビデオ 郵送	-	-	75
ビデオ 視聴	265	284	185
施設見学者	116	116	101
フリースペース	1,417	1,524	1,563
窓口	1,480	1,642	1,229
相談	89	117	87
ビデオを観る会	16	5	5
みみ倶楽部(センター)	157	134	165
みみ倶楽部(出張等)	97	108	72
会場利用	2,460	2,463	2,403
合計	6,630	6,868	6,353
目標値	6,532	6,516	6,624

(7) 長崎県食料産業クラスター協議会

指摘事項

ア 契約事務について

長崎県食料産業活性化促進事業費補助金事業のなかで、当団体が契約した「第 54 回スーパーマーケット・トレードショー2020 における展示ブース設営等業務委託」において、委託契約書記載の金額から請求金額が増額され支出しているが、その変更契約の意思決定に関する書類が当団体に残されていない。

適正な事務処理を行うこと。

(8) 特定非営利活動法人 長崎海洋産業クラスター形成推進協議会

指摘事項

ア 補助金で取得した財産の処分について

平成 28 年度海洋エネルギー関連産業集積促進事業補助金により取得した「試験用双胴型供試模型船」について、耐用年数期間内に県に無断で廃棄処分を行っている。

適切に承認手続きを行うこと。

(9) 職業訓練法人 長崎県央職業訓練協会

指摘事項

ア 支出の承認について

経理責任者の事前承認を得ず支出している経費がある。

適正な事務処理を行うこと。

イ 銀行使用印の管理について

当法人の会計処理規程では、銀行使用印等金銭に係る重要物件については経理責任者が管理・保管するようになっているが、経理担当者が管理・保管している。

適正な管理を行うこと。

ウ 認定訓練助成事業費補助金に係る訓練時間数について

当法人は、県から認定訓練助成事業費補助金の交付を受け、木造建築科等の訓練を実施している。

同補助金は、職業能力開発促進法に基づき長崎県知事から認定を受けた職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)を実施する中小企業事業主等に対して交付するものとされている。

当法人が認定職業訓練として実施している木造建築科については、職業能力開発促進法施行規則により、教科ごとに最低限必要と

する訓練時間数等が定められており、また、訓練時間数等に変更があった場合にはすみやかに県に届け出なければならないとされている。

今回、次のとおり是正すべき点が認められる。

(7) 変更届の提出について

当法人は、平成5年3月付けの変更届で届け出していた教科ごとの訓練時間数を変更していたが、当該変更を県に届け出していない。

県が適正に認定職業訓練の認定が行えるよう、すみやかに県に届け出ること。

(1) 訓練時間数の確保について

当法人が認定職業訓練として実施した木造建築科について、教科ごとに最低限必要とする訓練時間数等を満たしていない状況となっている。

認定職業訓練として認められない場合は補助事業の対象としないことから、教科ごとに最低限必要な訓練時間数等を確保すること。

エ 認定訓練助成事業費補助金の交付申請について

認定訓練助成事業費補助金実施要綱では、同補助金の交付申請書に添付する様式第1号に「訓練生数が3人未満の訓練科目については、理由及び過去2年間における補助対象訓練生数一覧を添付すること」との注意書きが付されている。

しかし、当法人は、補助金申請書の提出に当たり、主務課の了解なく、注意書き中の「3人未満」を「2人未満」に書き換えて提出していた。

実施要綱等に基づき、適正な交付申請を行うこと。

オ 教務職員の給与について

補助対象経費である教務職員の給与について、雇入通知書に記載された月給130,000円ではなく143,000円が支給されており、また、月給3か月分の賞与が支給されている。

当法人の「給与及び旅費規程」によれば、昇給及び賞与の額は、いずれも理事会に諮り理事長が決めるとされているが、それらを決定した人事記録がなく、昇給及び賞与の額を決定したことが確認できない状態であり、また、理事会の議事録も残されていない。

理事会に諮り理事長が決めたということが確認できる資料を作

成・保存しておくこと。

指摘事項（対象：雇用労働政策課）

ア 認定訓練助成事業費補助金に係る訓練時間数について

職業訓練法人長崎県央職業訓練協会は、県から認定訓練助成事業費補助金の交付を受け、木造建築科等の訓練を実施している。

同補助金は、職業能力開発促進法に基づき長崎県知事から認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を実施する中小企業事業主等に対して交付するものとされている。

当法人が認定職業訓練として実施している木造建築科については、職業能力開発促進法施行規則により、教科ごとに最低限必要とする訓練時間数等が定められており、また、訓練時間数等に変更があった場合にはすみやかに県に届け出なければならないとされている。

今回、当法人において以下の事態が見受けられる。

(ア) 変更届の提出について

当法人は、平成5年3月付けの変更届で届け出ていた教科ごとの訓練時間数を変更していたが、当該変更を県に届け出ていない。

(イ) 訓練時間数の確保について

当法人が認定職業訓練として実施した木造建築科について、教科ごとに最低限必要とする訓練時間数等を満たしていない状況となっている。

当法人に対して、すみやかに変更届を提出させるとともに認定職業訓練の要件を満たすよう適切に指導し、効果的な訓練が行われているか随時把握すること。

意見

ア 施設の利用状況について

当法人は、長崎県立諫早技能会館において、近隣市町に対する生徒募集ポスターの掲示や広報誌への登載依頼などのほか、主催イベントとして「親子ものづくり体験教室」の開催、小学校・中学校、公民館での体験教育の実施など利用促進に努めている。

しかしながら、当年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより利用者数が前年度より減少しており、目標値も下

回っている。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に行ったうえで、利用者のニーズの把握、広報の充実、イベントの開催などを行いながら、なお一層の利用促進に取り組むべきである。

諫早技能会館使用状況の推移 (単位：人、%)

区 分		H29	H30	R01
目 標		16,899	16,559	16,826
実 績	第三者利用	8,761	10,941	11,023
	一般利用団体	1,545	2,347	2,891
	技能関係団体	7,216	8,594	8,132
	減免団体	7,233	5,653	4,903
	計	15,994	16,594	15,926
対前年比(%)		-	103.8	96.0
対計画比(%)		94.6	100.2	94.7

(10) 株式会社 長崎県漁業公社

指摘事項

ア 現金の照査について

金銭出納簿と現金との照査は、担当者が毎日実施し、検印を押印しているが、当法人の経理規程では、経理責任者（または委任を受けた課長若しくは課長代理）が実施するようになっている。

経理規程に基づいた事務処理を行うこと。

イ 売掛金の解消等について

過年度売掛金について、当年度の新たな発生はなく、1件完納しているが、まだ5,459千円残っているため、引き続き解消に努めること。

また、売掛金の債権管理について、前回の監査での指摘にもかかわらず、相手先の状況や相手先との折衝記録等が適正に記載された管理台帳が整備されていないため、適切な債権管理を行うこと。

ウ 「種苗生産及び養成事業」及び「栽培センター受託事業」に係る販売費及び一般管理費の按分について

前回の監査での指導にもかかわらず、部門別損益計算書の販売費及び一般管理費について、「種苗生産及び養成事業」及び「栽培センター受託事業」に共通して発生する経費が、「栽培センター受託事業」の営業損益がゼロとなるように逆算して按分計算されているため、当該2事業の部門別損益計算書が各実績を正確に表示していない。

費用の按分に当たっては、合理的な配賦基準により適切な配賦を

行うとともに、当該配賦基準を文書により明確化しておくこと。

意見

ア 経営状況について

当年度の収支は、売上高415,253千円、売上原価389,154千円で売上総利益が26,099千円の黒字であり、販売費及び一般管理費25,727千円を減じた営業利益は372千円の黒字となっている。

営業外収益、営業外費用を加減した経常利益は196千円の黒字で、法人税等を加味した当期純利益は1,908千円の黒字となっている。

この結果、当年度末の繰越欠損金は28,846千円となっている。

当法人は、平成28年度の赤字決算を踏まえ経営改善計画（平成30年度～平成34年度）を策定し、平成30年度から5ケ年の取り組みを進めているが、当年度の事業報告書に記載されている計画値とも乖離が生じているようなので、実効性のある経営改善計画に見直されたい。

損益計算書(2ヶ年の推移)

(単位:千円)

	R01	H30	増減
売上高	415,253	432,261	17,008
売上原価	389,154	400,517	11,363
売上総利益	26,099	31,744	5,645
販売費・一般管理費	25,727	29,651	3,924
営業利益	372	2,093	1,721
営業外収益	1,546	1,366	180
営業外費用	1,722	3,187	1,465
経常利益	196	272	76
特別利益	2,074	9,408	7,334
特別損失	180	9,103	8,923
税引前当期利益	2,090	577	1,513
法人税等	182	182	0
当期純利益	1,908	395	1,513
前期繰越利益	30,754	31,149	395
当期末処分利益	28,846	30,754	1,908

(11) 公益財団法人 長崎県農林水産業担い手育成基金

意見

ア 経営状況について

当年度の当期経常増減額は、5,951千円の減額となっているが、当期一般正味財産増減額は、基本財産を5,700千円取り崩したことから、251千円の減額にとどまっている。

基本財産の取崩しは、令和2年度以降も予定されているが、今後も収支相償を意識しながら効率的な事業運営に努められたい。

正味財産増減計算書

(単位:千円)

勘定科目		R1			H30	増減	
		公益事業	法人会計	合計			
一般正味財産	経常増減の部	基本財産運用益	3,252	0	3,252	4,260	1,008
		特定資産運用益	5,041	2,138	7,179	6,993	185
		事業収益	0	0	0	0	0
		受取補助金等	14,255	0	14,255	15,456	1,201
		雑収益	0	0	0	1	1
		経常収益計	22,548	2,138	24,686	26,711	2,025
		事業費	26,825	0	26,825	28,078	1,253
		管理費	0	3,812	3,812	4,047	235
		経常費用計	26,825	3,812	30,637	32,125	1,488
		投資有価証券評価損益等	0	0	0	191	191
	当期経常増減額	4,277	1,674	5,951	5,223	728	
	経常外増減の部	経常外収益	4,100	1,600	5,700	4,700	1,000
		経常外費用	0	0	0	0	0
		当期経常外増減額	4,100	1,600	5,700	4,700	1,000
	当期一般正味財産増減額	177	74	251	523	272	
	一般正味財産期首残高	16,907	1,073	17,980	18,504	523	
	一般正味財産期末残高	16,729	1,000	17,729	17,980	251	
指定正味財産	当期指定正味財産増減額	5,700	0	5,700	4,700	1,000	
	指定正味財産期首残高	368,577	0	368,577	373,277	4,700	
	指定正味財産期末残高	362,877	0	362,877	368,577	5,700	
	正味財産期末残高	379,606	1,000	380,606	386,557	5,951	

(注)端数処理により合計等が一致しない場合がある。

(12) 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター

指摘事項

ア 契約の実施方法について

「勤怠管理システム導入義務・クラウド利用料(保守)」業務の契約について、当法人が定めている入札・契約手続き一覧表の予定価格区分により競争入札とすべきところ、見積り合せによる随意契約で実施している。

適正な実施方法により契約を行うこと。

イ 貸借対照表内訳書について

当法人は、退職給付引当金に相当する額を特定資産の退職給付引当資産として計上しているが、前回の監査での指導にもかかわらず、法人全体ではその金額が一致しているものの、貸借対照表内訳書の会計区分ごとにとみると一致していない。

適正な会計処理を行うこと。

ウ 退職給付引当金の算定について

退職給付引当金の計上について、前回の監査での指導にもかかわらず、保守的に定年退職の場合の支給率により算定しているため、費用が過大に計上されている。

しかしながら、当該会計処理は「退職給付に関する会計基準の摘要指針」に準拠しない過度の保守主義に当たることから、同指針に

従い、自己都合退職の場合の支給率で算定すること。

エ 単身赴任手当を支給する職員の光熱費等の負担について

当法人は、単身赴任手当を支給する職員の生活に係る、電気、ガス、水道料金やNHKの受信料などを負担しているが、単身赴任のための生活に係る経費は単身赴任手当において手当されていることから、職員の負担とすること。

(13) 長崎県公園緑地協会・長崎陸上競技協会・八江グリーンポート共同体

指摘事項

ア 施設利用者数の目標値設定について

県立総合運動公園の目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している(指定管理者:1,188,400人、県所管課:1,217,115人)が、目標値設定に際して、事前に県所管課と調整・協議を行うこと。

イ トレーニング室利用回数券について

当団体はトレーニング室利用に係る回数券を作成しているが、受払簿等が整備されていない。

回数券については金券と同等であるので、その管理には十分留意すること。

指摘事項(対象:道路維持課)

ア 施設利用者数の目標値設定について

県立総合運動公園の目標利用者数について、指定管理者と県所管課で別々の目標値を設定している(指定管理者:1,188,400人、県所管課:1,217,115人)が、目標値設定に際して、事前に指定管理者と調整・協議を行うこと。

意見

ア 施設の利用状況について

当団体は、県立総合運動公園において、「きんしゃいまつり」や「こうえんリレーマラソン」等の自主事業を開催するなど利用促進に努めている。

当年度の公園施設の利用者数をみると、有料施設利用者数は目標利用者数を上回っている一方、無料施設利用者数は目標利用者数を下回っている。

今後とも、県民の多様なニーズを把握し施設運営に反映させるなど、さらなる利用促進に努められたい。

県立総合運動公園利用者数の推移 (単位：人)

			平成30年度	令和元年度
目標	所管課	有料	464,345	493,428
		無料	770,946	723,687
		合計	1,235,291	1,217,115
	団体	有料	454,300	426,400
		無料	758,500	762,000
		合計	1,212,800	1,188,400
実績	有料	陸上競技場	308,273	303,438
		補助競技場	50,620	61,175
		サッカー場	23,619	22,861
		テニスコート	85,929	82,121
		野球広場	15,010	13,619
		ソフトボール場	1,046	1,577
		水泳プール	37,480	24,555
		ローンボウルス場	1,317	1,143
	小計	523,294	510,489	
	無料	サブグラウンド	25,185	17,884
		一般来園者(サブ以外)	625,009	688,795
		小計	650,194	706,679
	合計		1,173,488	1,217,168

(14) グリーンメイク・岩永造園・中村造園指定管理者共同企業体
指摘事項

ア 自動販売機に設置に係る電気料金について

当団体は、自主事業として長崎県立西海橋公園内に飲料等の自動販売機計9台を設置し販売手数料収入を得ている。

しかしながら、このうち1台について、電気料金を設置業者から徴収せず、指定管理業務に係る収入に繰り入れていない。

適正な事務処理を行うこと。

(15) 長崎サンセットマリーナ株式会社

意見

ア 施設の利用状況について

年間保管の利用隻数は、前年度とほぼ同水準の148隻で目標値を上回っているが、ビジター利用の利用隻数は、142隻で前年度から増加したものの目標値を下回っている。

当法人は、ホームページやSNS上でヨットレース等のイベントの情報を発信して誘客に努めているところであるが、なお一層の利用促進に取り組まれたい。

利用隻数の推移 (単位:隻)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年間保管	149 (114)	146 (112)	148 (145)
福田マリーナ	137 (104)	135 (102)	135 (134)
出島ハーバー	12 (10)	11 (10)	13 (11)
ビジター利用	185 (219)	134 (218)	142 (252)
福田マリーナ	58 (26)	43 (25)	37 (52)
出島ハーバー	127 (193)	91 (193)	105 (200)

()は目標値

(16) 株式会社トラスティ建物管理・株式会社プラネット共同事業体
意見

ア 施設の利用状況について

当団体は、長崎港ターミナルビル等において、ホームページを作成し、分かりやすく利用案内を行うなど、指定管理施設の利用促進に努めている。

当年度の利用状況について、ターミナルビル、元船広場、ドラゴンプロムナード及びプラタナス広場の利用許可件数は、目標を達成しているものの、立体駐車場の1日平均利用台数については年間で前年度を下回り、目標を達成していない。

引き続き、施設の利用案内のPRに努めるなど、効果的な業務運営を行われたい。

施設の利用状況

項 目	令和元年度		
	目標値 a	実績値 b	達成率 b/a
ターミナルビル、元船広場、ドラゴンプロムナード及びプラタナス広場の利用許可件数(短期利用)	77	102	132.5
立体駐車場の1日平均利用台数	502	471	93.8

(17) 長崎県住宅供給公社

指摘事項

ア 収入伝票の納期限の記載漏れについて

当公社の収入伝票に、納期限が記載されていないものがある。
適正な事務処理を行うこと。

意見

ア 経営状況について

当年度の決算は1億61百万円の黒字であり、平成17年3月に成立した特定調停直後の平成16年度決算から16年連続して経常損益、最終損益ともに黒字を計上している。

この結果、資金面において、事業活動によるキャッシュ・フローが3億37百万円増加している。

長期借入金等の債務については、特定調停に伴う再建計画を21億66百万円上回る返済を行い、特定調停後の平成16年度決算の135億86百万円から23億92百万円に圧縮されている。

引き続き経営再建を着実に進められたい。

区 分	R01	H30	差額
事業収益	1,470,269	2,952,410	1,482,141
事業原価	1,192,812	1,997,796	804,984
一般管理費及び販売費	46,419	45,526	893
事業利益	231,038	909,088	678,050
その他経常収益	18,613	4,197	14,416
その他経常費用	85,878	87,035	1,157
経常利益	163,773	826,250	662,477
うち分譲事業	30,976	601,357	632,333
うち賃貸管理事業	211,844	256,099	44,255
うち管理受託住宅管理事業(県営UR等)	6,223	16,902	23,125
うちその他事業	23,318	14,304	9,014
特別利益	4,335	117,963	113,628
特別損失	7,533	602,902	595,369
当期純利益	160,575	341,311	180,736

イ 退去後の空家修繕の実施について

畳の表替えや襖の張り替えなど入居者の退去後の空家修繕に係る費用については、「長崎県営住宅修繕要領」に基づき、公社が指定管理業務の負担金で賄う分と退去者が負担する分で分担することとなっているため、当公社は、退去者負担分の納入が確認されてから、空家修繕を実施することとしている。

令和元年度末時点で退去後の空家修繕未実施又は実施中の住戸のうち14戸において、退去者負担分の退去補修費が令和2年9月末時点でも完納されておらず、空家修繕を実施していない。仮に、公社が空家修繕を実施して、新たな入居者が入った場合に得られたであろう上記の14戸に係る家賃収入は、令和元年度末時点で467万円(当公社試算)となっており、さらに令和2年4月以降も毎月39万円程度の逸失家賃収入が生じ続ける状態となっている。

空家修繕に係る費用の納付遅延は債権管理上の問題であることから、退去者負担分の完納を待たずに空家修繕を実施した上で、納入が遅延している退去補修費について適切に債権管理を行うことを検討すべきである。

14戸に係る逸失家賃収入（令和元年度末現在）

地区名	戸数	空室期間 (月)	空室期間に得られたであろう家賃収入 (円)	退去補修費の未納額(円)
長崎地区	6	74	2,107,500	992,118
佐世保地区	6	85	2,559,400	734,817
県央地区	2	0	0	597,066
3地区計	14	159	4,666,900	2,324,001

空室期間は、退去日に空家修繕期間、次期入居に係る公募期間を勘案して設定。

(18) 長崎県営バス観光株式会社

指摘事項

ア 売店における売上数量の管理について

年度末に実施した実地棚卸において、帳簿の品数と棚卸上の品数で10個以上の差異があった商品が29品目ある。その原因分析を行い、対策を講じること。

(19) 長崎県高等学校体育連盟

指摘事項

ア 立替払いに係る請求者の受領書について

当団体の県高等学校総合体育大会開催に係る本部の経費支出で、実費立替した宿泊費等の請求者の受領書を徴していないものがある。

適正な事務処理を行うこと。

4 指導事項

項 目		団 体 数	件 数
団 体	会 計 処 理	8	20
	事 務 処 理	3	4
	契 約	3	8
	補 助 金	4	8
	規 程 等 の 整 備	5	6
	指 定 管 理 業 務	4	7
	財 産 管 理	2	2
	未 収 金	2	2
	物 品 等 管 理	1	1
	現 金 等 管 理	1	1
	合 計	22	59
主 務 課	補 助 金	4	3
	指 定 管 理 業 務	1	1
	契 約	1	1
	合 計	5	5

合計欄の団体数については、重複分を除いている。

令和2年度財政援助団体等監査の実施状況

1 総務部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員	
学校法人 聖母の騎士学園	-	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(高等学校)	30,382,000円	-	
			長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	878,700円		
			長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	446,080円		
		交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	64,360円		
			補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(幼稚園)		2,280,000円
				長崎県私立幼稚園子育て支援活動推進事業費補助金		510,000円
学校法人 精道学園	-	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(小学校)	80,111,000円	-	
			長崎県私立学校教育振興費補助金(中学校)	78,832,000円		
			長崎県私立学校教育振興費補助金(高等学校)	46,721,000円		
			長崎県私立中学校等修学支援実証事業費補助金	700,000円		
			学校力をパワーアップ私立学校実践支援事業補助金	2,706,500円		
			長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	705,760円		
		交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	69,109円		
			補助金	長崎県私立高等学校授業料軽減補助金		173,850円
		長崎県私立専修学校経常費補助金		50,400円		
		長崎県私立学校耐震化促進事業費補助金		14,923,000円		
		学校法人 青雲学園	-	補助金		私立大学等研究設備整備費等補助金(私立高等学校ICT教育設備整備推進事業費)
長崎県私立学校教育振興費補助金(中学校)	146,874,000円					
長崎県私立学校教育振興費補助金(高等学校)	243,119,000円					
学校力をパワーアップ私立学校実践支援事業補助金	1,104,800円					
長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	1,544,400円					
結核予防費補助金	89,496円					
交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金			236,060円		
	補助金			長崎県私立中学校等修学支援実証事業費補助金	595,350円	
長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金				1,000,000円		
長崎県私立高等学校生徒通学費補助金				1,512,300円		

2 地域振興部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
長崎空港ビルディング 株式会社	令和3年1月14日 令和2年10月12日	出資	出資率 29.1%	132,000,000円	砺山 和仁 浅田 ますみ
長崎県空港活性化 推進協議会	令和3年1月22日 令和2年9月24日	補助金	長崎県航空路線利用促進強化事業費補助金	102,247,018円	濱本 磨毅穂 浅田 ますみ
			長崎県国際定期航空路線安定運航支援事業費補助金	99,992,624円	

3 文化観光国際部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
公益財団法人 長崎ミュージアム振興 財団	令和2年12月17日	出資	出資率 100%	7,500,000円	濱本 磨毅穂 浅田 ますみ
	令和2年9月18日	指定管理	長崎県美術館の指定管理業務	345,201,990円	
		負担金	企画展特別経費負担金	10,000,000円	
一般社団法人 長崎国際観光コンベン ション協会	- 令和2年10月9日	補助金	長崎県コンベンション開催助成事業補助金	12,050,000円	-

4 県民生活環境部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
特定非営利法人 Fine ネットワークながさき	- 令和2年9月3日	指定管理	県民ボランティア活動支援センターの指定管理業務	15,224,887円	-
一般財団法人 長崎県 交通安全協会	- 令和2年10月29日	指定管理	長崎交通公園の指定管理業務	15,750,000円	-
		補助金	交通安全指導員設置費補助金	41,675,780円	

5 福祉保健部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
地方独立行政法人 長崎市立病院機構	- 令和2年11月4日	補助金	周産期医療確保対策事業補助金	10,215,000円	-
			がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	9,167,000円	
			地域医療介護総合確保基金事業補助金(産科 医等確保支援事業)	886,000円	
			地域医療介護総合確保基金事業補助金(質の 高い看護職員育成支援事業)	375,000円	
			地域医療介護総合確保基金事業補助金(新人 看護職員研修事業)	384,000円	
			救急医療対策事業補助金	350,000円	
			防災訓練等参加支援事業補助金	187,000円	
公益財団法人 長崎県老人クラブ連合 会	- 令和2年11月5日	補助金	長崎県老人クラブ連合会運営費補助金	2,087,000円	-
			長崎県高齢者在宅福祉事業費補助金	6,559,000円	
一般社団法人 長崎県視覚障害者協 会	- 令和2年10月28日	指定管理	長崎県視覚障害者情報センターの指定管理業務	24,203,838円	-
一般社団法人 長崎県ろうあ協会	- 令和2年10月28日	指定管理	長崎県聴覚障害者情報センターの指定管理業務	23,939,934円	-
		補助金	愛の福祉事業振興補助金	173,000円	

6 福祉保健部こども政策局関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
学校法人 真育園	- 令和2年10月30日	補助金	長崎県私立幼稚園子育て支援活動推進事業費補助金	208,000円	-
			長崎県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助金	1,200,000円	
			長崎県私立学校教育振興費補助金(幼稚園)	8,596,000円	

7 産業労働部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
長崎商工会議所	-	補助金	長崎県小規模事業経営支援事業費補助金	119,012,160円	-
	令和2年10月16日		地域産業活性化支援補助金	646,551円	
長崎県食料産業クラスター協議会	-	補助金	長崎県食料産業活性化促進事業費補助金	25,898,133円	-
令和2年10月13日					
特定非営利活動法人 長崎海洋産業クラスター形成推進協議会	-	補助金	海洋エネルギー関連産業創出促進事業補助金	21,391,000円	-
令和2年9月29日					
株式会社 トラストイ建 物管理	-	指定管理	長崎県勤労福祉会館の指定管理業務	2,180,000円	-
令和2年9月17日					
職業訓練法人 長崎県 央職業訓練協会	-	指定管理	長崎県諫早技能会館の指定管理業務	2,660,700円	-
	令和2年9月8日	補助金	認定訓練助成事業費補助金	4,513,809円	

8 水産部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
株式会社 長崎県漁業 公社	令和3年1月29日	出資	出資率 58.8%	30,000,000円	砺山 和仁 ごうまなみ
令和2年9月15日～ 16日					
長崎緑地公園管理事 業協同組合	-	指定管理	長崎漁港(長崎地区)尾上町・漁港環境整備施設用地(おのうえの丘)の指定管理業務	28,648,000円	-
令和2年10月8日					

9 農林部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
佐世保市有害鳥獣被 害防止対策協議会	-	補助金	ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	34,061,800円	-
令和2年9月16日					
公益財団法人 長崎県農林水産業担 い手育成基金	令和3年1月21日	出資	出資率 38.6%	389,600,000円	瀨本 磨毅穂 ごうまなみ
	令和2年9月14日	補助金	長崎県青年農業者等育成センター事業費補助金	5,600,000円	
			長崎県農業次世代人材投資事業費補助金	66,050,000円	
令和2年12月17日					
公益財団法人 長崎県農業振興公社	令和2年9月8日 ～9日	出資	出資率 100%	1,000,000円	砺山 和仁 ごうまなみ
		補助金	農地集積・集約化対策事業費補助金	120,013,784円	
			農地中間管理機構経営基盤強化対策費補助金	3,617,000円	
一般社団法人 長崎県配合飼料価格 安定基金協会	-	補助金	長崎和牛肥育素牛導入事業(肥育素牛導入事業)費補助金	19,000,000円	-
令和2年10月20日					

10 土木部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
公益財団法人 長崎県建設技術研究 センター	令和3年1月14日 令和2年10月22日 ～23日	出資	出資率 100%	10,000,000円	砺山 和仁 浅田 ますみ
長崎県公園緑地協会・ 長崎陸上競技協会・八 江グリーンポート共同 体	令和3年1月15日	指定管理	長崎県立総合運動公園の指定管理業務	102,081,000円	瀨本 磨毅穂 浅田 ますみ
	令和2年9月24日	補助金	スポーツ・夢づくり推進事業費補助金	17,151,000円	
グリーンメイク・岩永造 園・中村造園指定管理 者共同企業体	- 令和2年9月15日	指定管理	長崎県立西海橋公園の指定管理業務	32,499,000円	-
長崎サンセットマリーナ 株式会社	令和2年12月17日 令和2年10月16日	指定管理	長崎港福田マリーナ及び長崎出島ハーバーの 指定管理業務	18,000,000円	瀨本 磨毅穂 浅田 ますみ
株式会社トラスティ建 物管理・株式会社ブラ ネット共同事業体	令和2年12月17日 令和2年10月21日	指定管理	長崎港ターミナルビル、元船広場、ドラゴンプロ ムナード及びプラタナス広場の指定管理業務	0円	砺山 和仁 ごうまなみ
長崎県住宅供給公社	令和2年12月17日	出資	出資率 65.0%	6,500,000円	瀨本 磨毅穂 砺山 和仁 浅田 ますみ ごうまなみ
	令和2年10月14日 ～15日	指定管理	長崎県営住宅等の指定管理業務	801,632,000円	

11 交通局関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
長崎県営バス観光株 式会社	令和2年12月17日 令和2年10月20日	出資	出資率 100%	15,000,000円	砺山 和仁 ごうまなみ

12 教育庁関係

監査対象団体	委員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
宗教法人 カトリック長 崎大司教区	- 令和2年9月10日	補助金	指定文化財保存整備事業補助金(黒島天主堂)	26,472,000円	-
			世界遺産保存・活用等整備事業補助金(黒島天主堂)	15,441,000円	
			指定文化財保存整備事業補助金(田平天主堂)	3,839,000円	
			指定文化財保存整備事業補助金(大浦天主堂)	98,000円	
長崎県高等学校体育 連盟	- 令和2年11月2日	補助金	長崎県高等学校体育連盟事業費補助金(全国高等学 校体育大会及び全九州高等学校体育大会等派遣事 業)	34,602,000円	-
			長崎県高等学校体育連盟事業費補助金(県高等学校 総合体育大会離島地区選手派遣事業)	11,428,000円	
			長崎県高等学校体育連盟事業費補助金(県高等学校 新人体育大会離島地区選手派遣事業)	2,682,025円	
			長崎県高等学校体育連盟事業費補助金(県高等学校 総合体育大会開催事業)	1,800,000円	
			長崎県高等学校体育連盟事業費補助金(全九州高等 学校体育大会開催事業)	840,000円	
			長崎県高等学校体育連盟事業費補助金(ジュニアス ポーツ推進事業)	43,202,108円	
長崎県中学校体育連 盟	- 令和2年10月26日	補助金	長崎県中学校体育連盟事業費補助金(県中学校総合 体育大会開催事業)	990,000円	-
			長崎県中学校体育連盟事業費補助金(県中学校総合 体育大会離島地区選手派遣事業)	6,192,000円	
			長崎県中学校体育連盟事業費補助金(全国・全九州中 学校体育大会派遣事業)	2,052,000円	
			長崎県中学校体育連盟事業費補助金(全九州中学校 体育大会開催事業)	420,000円	
			長崎県中学校体育連盟事業費補助金(ジュニアスポ ーツ推進事業)	10,000,000円	

注1:委員実地監査日欄を「-」と表示しているものは、事務局職員のみで実地監査を行ったものである。(23団体)

注2:監査委員欄は、実地監査を行ったものは委員名を表示し、実地監査を行っていないものは「-」と表示している。

令和2年度 包括外部監査結果報告書 (報告書に添えて提出する意見書)【概要版】

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

第2 テーマについて

1 選定した特定の事件

「長崎県の補助金事務の執行について」

2 特定の事件として選定した理由

平成30年度の歳出決算における本県の補助金総額は493億8,208万6,147円(一般会計493億7,800万340円,特別会計408万5,807円)に及び,本県の財政に占める割合は小さくない。

補助金は,公益性の認められる事業や活動を促進するための財政的な支援であり,行政を補完し,政策目的を効率的に実現する手段として重要な機能を果たすことが期待される。

また,補助金の原資は県民の貴重な税金であることから,補助金事務は,行政に対するニーズや社会経済情勢の変化に応じて適切かつ効果的に執行される必要がある。

他方で,補助金は一旦創設されると,本来求められる公益性,公平性,有効性が十分に評価・検証されないまま継続され,長期化・固定化しがちであるとの指摘も多い。そのため,適時に補助金について検証を行い,より適切で効果的な制度に改善することが求められる。

以上のように重要な機能が期待されるとともに課題も有する補助金事務の執行について,外部の視点から評価・検証することは有益であると思料し,特定の事件として選定した。

第3 監査対象・方法

1 監査対象とした補助事業

原則として令和元年度の補助事業を監査対象としているが,監査対象を絞り込む令和2年5月頃は,令和元年度の補助金調が未完成であったため,平成30年度の補助金調をもとに,次の絞り込み条件を設けて,監査対象とする補助事業138件を選び出した。

- ・令和元年度にも実施されている補助事業であること
- ・補助金額500万円以上(平成30年度実績。補助事業者が複数の場合は総額。)
- ・県単独事業であること(国庫支出金が含まれる場合,国が審査基準を定めるなどするため,長崎県の事務として監査する必要性が低いと考えた。)
- ・市町以外が補助事業者となっていること(市町に対する補助金については,公益性,

公共性が認められやすいため、監査の必要性が低いと考えた。)

- ・補助事業を所管する部局から最低1件は選び出すこと(補助金額が少額であったとしても、所管部局につき1件は執行状況を確認する必要があると考えた。)

なお、上記はあくまでも監査対象を絞り込むためのものであり、必要に応じて、上記条件から外れる補助事業も監査対象としている。

2 資料調査

主として、次のような資料調査を行った。

(1) 交付申請に関する書類

交付申請に関する書類の調査においては、交付申請書等の書類が適切な時期に提出されているか、提出された書類等が長崎県補助金等交付規則4条及び5条の趣旨に適合した内容になっているか、県は提出された書類等をもとに補助金交付の必要性・相当性、補助金額の妥当性を適切に審査しているかなどといった視点で監査を行った。

(2) 状況報告や事業計画変更承認申請等に関する書類

状況報告や事業計画変更承認申請等に関する書類の調査においては、実施要綱等において定められた時期や方法に則した状況報告が行われているか、補助事業者から事業計画変更承認の申請が適切に行われているか、県は、状況報告や事業計画変更承認申請が行われた際、補助事業の進捗状況や変更内容を十分に確認し、補助金の執行状況を適正に審査しているかなどといった視点で監査を行った。

(3) 実績報告に関する書類

実績報告に関する書類の調査においては、適切な時期に実績報告がなされているか、提出された書類が上記規則13条及び14条の趣旨に適合する内容になっているか、現地調査が適時に実施され、的確に報告されているか、県は提出された書類等をもとに補助事業の成果が交付決定の内容に適合していることを適切に調査しているか、確定した補助金額は妥当かなどといった視点で監査を行った。

(4) 補助金等の交付事務に係るチェックリスト

資料調査においては、交付申請書類や実績報告書類等と上記チェックリストを照らし合わせるなどしながら、チェックリストが適切に記載されているか、補助金事務の実体を正確に反映し形骸化していないかなどといった視点で監査を行った。

3 所管課ヒアリング

資料調査によって検出された問題点や疑問点をもとに、所管課のヒアリングを行った。

第4 指摘事項・意見の件数

1 全庁的に共通する指摘事項・意見

指摘事項	意見
2	4

2 所管部局ごとの指摘事項・意見

	所管部局	監査対象 事業数	指摘事項	意見
1	危機管理監	2	4	2
2	総務部	9	2	6
3	地域振興部	12	2	4
4	文化観光国際部	12	7	15
5	県民生活環境部	4	4	3
6	福祉保健部	12	5	10
7	福祉保健部こども政策局	3	2	1
8	産業労働部	8	1	1
9	水産部	14	3	4
10	農林部	24	8	11
11	土木部	2	0	2
12	議会事務局	1	0	0
13	教育委員会	32	10	13
14	警察本部	3	3	2
	合計	138	51	74

第5 全庁的に共通する指摘事項・意見の概要

1 消費税仕入税額控除の取扱事務に関する指摘事項と意見（提言）

（1）仕入に係る消費税等相当額の報告を徹底すべきである【指摘事項】

ア 消費税仕入税額控除に関する補助金等交付要綱の規定

長崎県のほぼ全ての補助金等交付要綱（長崎県議会事務局関係補助金等交付要綱を除く。）において、補助事業者に対し、消費税等の申告により仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、報告書の提出を義務付けているが、今回の監査においては、未提出となっている補助事業が多数検出されており、極めて重大な問題である。

イ 平成29年度包括外部監査での指摘等

平成29年度包括外部監査においても、次のとおり指摘されている。

平成29年度包括外部監査報告書 28頁

仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。

したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入に係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。

この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部局に対し、「平成30年度の予算執行について」（平成30年4月2日付30財第1号）及び「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）において、次のように指示した。

「平成31年度の予算執行について」（平成31年4月1日付31財第1号）

消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入に係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入に係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。

ウ 今年度監査で検出された問題点

しかしながら、今年度の監査においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない事業が散見された。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

(2) 仕入税額控除の取扱事務の改善を検討してもらいたい【意見(提言)】

ア 現在の取扱いの制度上の問題点

上記のとおり、長崎県においては、仕入税額控除の取扱事務に関し多数の不備が生じている。

その原因に、県職員や補助事業者の認識不足があることは否めないが、次のような制度上の問題も影響している。

- ・ 補助事業者の確定申告時期が、補助事業が終了し精算した後になることが多いため、当該報告を失念しやすい。
- ・ 補助事業者が、課税売上高1,000万円以下であるなど、消費税法9条1項により納税義務が免除される小規模事業者であり、本来、仕入税額控除がなく、当該報告の対象としなくてもいいのに、現在の取扱いでは対象としている。
- ・ 消費税法9条1項により納税義務が免除される小規模事業者などには、どのような確認資料を提出させるべきか、具体的な指針が示されていない。

このような制度上の問題点を改善しなければ、いつまでも、仕入税額控除の取扱事務に関する不備は解消されず、補助金事務の適正な執行が図れない。

イ 長崎県版見直し案について

ここで参考になるのが、環境省が「補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱について」(平成24年8月9日付環境会発第120809001号)で示した改善策である。同省の運用改善も「環境大臣への報告及び補助金に係る消費税仕入控除税額の返還がなされないケースが散見され、一層の改善が求められていることから」策定されている。

同省が示した改善策を参考に「長崎県版 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いの見直し(案)」(以下「長崎県版見直し案」という。)を示すので、長崎県においても運用改善を検討してもらいたい。

ウ 長崎県版見直し案による取扱事務の効率化、適正化

長崎県版見直し案により、仕入税額控除の取扱事務が次のように効率化、適正化さ

れるものと期待する。

- ・ 原則として、消費税等相当額を除外した補助金額によって交付決定や額の確定を行うことで、最重要な問題である補助金の過払いを防止することができるとともに、仕入税額控除の取扱事務の効率化や適正化が図れる。
- ・ 「定額」あるいは「予算の範囲内」などによって補助金額が決まっている事業の多くが、消費税等相当額を除外した金額によって交付決定や額の確定を行っているものとして、仕入税額控除の取扱事務を省略できる。
- ・ 課税売上高 1,000 万円以下であるなど、消費税法 9 条 1 項により消費税等の納付義務が免除される補助事業者については、課税期間の消費税等確定申告書を確認するなどにより、また、対価性のない収入しかない任意団体や個人等で、消費税の納税義務者とならない者については、収支計算書等で収入の内容を確認するなどにより、消費税等相当額を含んだ交付決定や額の確定を行うことができる。
- ・ 地方公共団体や消費税法別表 3 に掲げる法人（一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等）に対する補助事業については、補助事業終了後に特定収入割合（特定収入とは、資産の譲渡など対価に該当しない収入のうち、消費税法施行令 75 条 1 項各号《特定収入に該当しない収入》に掲げる収入以外の収入をいう。）を証明する計算書類の提出を求めることで、消費税等相当額を含んだ交付決定や額の確定ができる。
かかる計算書は、消費税等確定申告書に添付されるものであるため、仕入れに係る消費税等相当額報告書のように、特別に作成する必要がなく、また、継続的に行われている補助事業においては、交付申請時に前年度の確定申告書等の提出を求めていることが多いため、取扱事務の効率化、適正化が図れる。

【意見（提言）】

県には、「長崎県版 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いの見直し(案)」を参考にするなどし、仕入税額控除の取扱事務の改善を検討してもらいたい。

2 事業計画書や事業実績報告書等の適正化を図るべきである【指摘事項】

本監査において、事業計画書や事業実績報告書等の記載に次のような問題点が見受けられた。

- ・ 記載内容が概括的、抽象的であるため、具体的な事業や支出の内容が把握できない。
- ・ 事業計画書と事業実績報告書の記載方法・内容が異なるため、事業や支出に関し、計画と実施結果の比較が困難である。

このような問題点に関し、県担当者からは、県が補助事業者の事務局を兼ねている、補助事業者の事務局が県庁内にある、県担当者が補助事業者の総会等重要な会議に出席して

いるなどの事情から、事業計画書や事業実績報告書等に上記のような不備があったとしても補助事業の具体的な内容等を把握できているため、然したる問題はないという回答もあった。

しかしながら、長崎県補助金等交付規則 4 条及び 5 条は、補助金の交付申請者に対し、事業計画書や収支予算書を添付した交付申請書を提出させ、県が提出された申請書類等の内容を審査した上で、交付決定するよう定めている。

そうであるならば、交付申請書に添付する事業計画書や収支予算書は、補助金交付の必要性・相当性を審査しうる程度に具体的な内容でなければならない。

また、長崎県補助金等交付規則 13 条 1 項及び 14 条は、補助事業者に対し、事業実績報告書等を提出させ、県が提出された報告書等を調査し交付決定と適合することを確認した上で、交付額を確定するよう定めている。

したがって、事業実績報告書等は、当該事業の成果が交付決定と適合することを調査しうる程度に具体的で、かつ、事業計画書等と比較ができるような記載方法・内容でなければならない。

以上のとおり、長崎県補助金等交付規則 4 条及び 5 条は、交付申請書に添付された事業計画書等を基に補助金交付の必要性・相当性を審査し、同規則 13 条 1 項及び 14 条は、事業実績報告書等を基に交付額確定の調査を行うこととしているのであるから、仮に県担当者がこれらの書類以外から補助事業の具体的な内容等を知り得たとしても、事業計画書や事業実績報告書等には一定の記載を求めるべきである。

加えて、事業計画書や事業実績報告書等に基づく審査や調査を行っておかなければ、後日、本監査のような第三者機関において、県の交付決定手続きや交付額確定手続きの適正性を検証することができない。

【指摘事項】

県は、事業計画書や事業実績報告書等が、補助金交付の必要性・相当性を審査し、交付額確定の調査を行うためのものであるという趣旨や役割を有していることを再確認した上で、事業計画書や事業実績報告書等の適正化を図るべきである。

3 概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい【意見】

本監査において、年度当初あるいは交付決定直後に、補助金全額が概算払いされる補助事業が散見された。

補助事業者の財政的基盤が盤石ではなく、また、補助金が補助事業者の人件費等運営費に充てられるなど、概算払いを必要とする事情があることは理解できる。

しかしながら、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項は、次のとおり、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

そうであるならば、概算払いにあたっては、補助対象経費の性質や補助事業の実施時期、

補助事業者の自主財源の規模などを踏まえ、概算払いの必要性を慎重に検討することが求められる。

また、同規則 16 条 2 項が同条 1 項を準用していることからすると、概算払いを求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、補助事業の実施状況の報告や概算払いを求める理由を示すのが適切である。

以上を踏まえ、長崎県補助金等交付規則が定める補助金等交付請求書(様式 3)に、「事業実施状況報告」及び「概算払いを求める理由」を記載する欄を設けるよう、検討してもらいたい。

【意見】

県は、補助金を概算払いするにあたっては、補助対象経費の性質や補助事業の実施時期、補助事業者の自主財源の規模などを踏まえ、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。また、長崎県補助金等交付規則が定める補助金等交付請求書(様式 3)に、「事業実施状況報告」及び「概算払いを求める理由」を記載する欄を設けるよう、検討していただきたい。

4 現地調査の定期的な実施と調査内容等の記録化を検討してもらいたい【意見】

本監査において、補助事業者の現地調査を行っていない、あるいは、現地調査は実施しているがその結果を記録化していない補助事業が多く見受けられた。

補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本監査時に、現地調査を行っていない補助事業については、事業実績報告書に領収書等の証拠書類(写し)を添付させる、あるいは、別途法人監査を実施しているから、現地調査を行わなくても支出状況の適正などを確認できているということであり、一定の合理的な理由がある。しかし、これらの措置が現地調査の目的や役割(上記)を十分に果たしているとは言いがたい。

補助事業者に対する現地調査の目的や役割からすると、少なくとも 3 年に 1 度、定期的の実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを記録化しておく必要がある。

【意見】

現地調査は少なくとも 3 年に 1 度、定期的の実施するとともに、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを記録化することを検討してもらいたい。

5 補助事業の契約方法について具体的かつ厳格な指針を示してもらいたい【意見】

(1) 契約方法に関する問題点

補助事業者が行う契約については、補助金という県費を支出することになるため、競争性確保の観点から、個人又は小規模な団体に対する小規模な補助事業を除き、県の契約方法（市町を通じた間接補助事業など市町の契約方法に準じることが適当な場合は市町の契約方法）に準じて、公平・公正な契約がなされるよう適切に指導及び確認を行うこととされている（「平成31年度の予算の執行について」平成31年4月1日付31財第1号）。

しかしながら、県の「契約方法に準じる」という指針が抽象的であるため、補助事業によって契約方法の手続きや県に対する報告が区々になっており、また、競争性や透明性、経済性に疑問が生じる契約方法を採用している補助事業も見受けられた。

したがって、次に紹介するような、佐賀県の取扱いを参考にするなどして、長崎県においても補助事業の契約方法について具体的かつ厳格な指針を示すよう検討してもらいたい。

(2) 佐賀県における取扱い

佐賀県健康福祉部が平成28年7月20日付で策定している「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」は、補助事業の契約方法に関し、次のとおり定めている。

（抜粋）

（総則）

1 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じなければならない。（「佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）」参照）

（契約の方法）

2 契約の方法については、次のとおりとする。

(1) 補助事業を行うために締結する契約については、最も競争性、透明性、経済性等に優れ、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」を原則とする。

（注意点：多数の参加者を募るための入札公告等を適切に行うこと。）

(2) ただし、(1)の原則を貫くと契約までの準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり得るため、一定の場合には、「指名競争入札」や「随意契約」による調達を例外的な取扱いとして認める。

「指名競争入札」を実施しようとする場合は、「一般競争入札」によりがたい理由について知事の承認を得るものとし、この場合、原則として、5人以上の者を指名しなければならない。（注意点：「一般競争入札」によりがたい理由については早めに県と協議すること。）

「随意契約」によることができるのは、予定価格の額が、次に掲げる契約の種類に応じ、それぞれに定める額を超えない額とし、この場合、原則として、2人以上の者に見積りを行わせなければならない。ただし、1件の予定金額が10万円未満（分解を要する物品等の修繕は30万円未満）の契約（少額随契）等（別表参照）については、単一の業者から見積書を徴するだけで契約（以下「単一業者との随意契約」という。）できるものとする。（注意点：少額随契以外の単一業者との随意契約については、事前に県に確認すること。）

なお、補助事業者が個人や小規模の法人等の場合で、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争」という。）の実施が困難な理由について知事の承認を得たときは、「随意契約」による調達を例外的に認めるものとする。（注意点：競争の実施が困難な理由については、当該法人等の手続き規程等を確認し、社会通念上も適当と判断される場合に適用する。）

このように、佐賀県では、補助事業における契約方法も、原則として一般競争入札によることを明示し、例外的に指名競争入札や随意契約によるときは、知事の承認を得るよう定めている。

また、補助事業者に対し、契約締結前後の届出を義務付けている。

【意見】

県には、補助事業の契約方法について具体的かつ厳格な指針を示すよう検討してもらいたい。

令和2年度 包括外部監査結果報告書
(報告に添えて提出する意見書)

テーマ

長崎県の補助金事務の執行について

長崎県包括外部監査人

濱口 純吾

目 次

包括外部監査の概要	1
第1 外部監査の種類	1
第2 テーマについて	1
1 選定した特定の事件	1
2 特定の事件として選定した理由	1
第3 監査の視点	1
1 合规性・適法性の視点	1
2 経済性・効率性・有効性（3E）の視点	1
第4 監査対象	2
1 監査対象とした補助事業	2
2 所管部局・課ごとの監査対象事業数	2
第5 監査手続	5
1 資料調査	5
2 所管課ヒアリング	9
第6 監査実施者	10
1 包括外部監査人	10
2 補助者	10
第7 利害関係の有無	10
包括外部監査の結果報告・総論	11
第1 指摘事項・意見の検出	11
1 報告の構成について	11
2 「指摘事項」及び「意見」の定義	11
3 指摘事項・意見の概要	11
(0) 全庁的な問題点	12
(1) 危機管理監	12

(2) 総務部	13
(3) 地域振興部	14
(4) 文化観光国際部	14
(5) 県民生活環境部	16
(6) 福祉保健部	17
(7) 福祉保健部こども政策局	19
(8) 産業労働部	19
(9) 水産部	20
(10) 農林部	20
(11) 土木部	22
(12) 議会事務局	23
(13) 教育委員会	23
(14) 警察本部	25
包括外部監査の結果報告・各論	26
第 1 危機管理監	26
第 2 総務部	33
第 3 地域振興部	43
第 4 文化観光国際部	52
第 5 県民生活環境部	72
第 6 福祉保健部	82
第 7 福祉保健部こども政策局	99
第 8 産業労働部	105
第 9 水産部	109
第 10 農林部	119
第 11 土木部	142
第 12 議会事務局	145
第 13 教育委員会	146

第 14 警察本部	173
包括外部監査の結果報告・全庁的な問題点	179
第 1 はじめに	179
第 2 全庁的な問題点	179
総括	191
第 1 令和 2 年度包括外部監査について	191
第 2 平成 30 年度からの包括外部監査を振り返って	191
添付資料	192
1 長崎県版 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いの見直し(案)	192

包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

第2 テーマについて

1 選定した特定の事件

「長崎県の補助金事務の執行について」

2 特定の事件として選定した理由

平成 30 年度の歳出決算における本県の補助金総額は 493 億 8,208 万 6,147 円（一般会計 493 億 7,800 万 340 円，特別会計 408 万 5,807 円）に及び，本県の財政に占める割合は小さくない。

補助金は，公益性の認められる事業や活動を促進するための財政的な支援であり，行政を補完し，政策目的を効率的に実現する手段として重要な機能を果たすことが期待される。

また，補助金の原資は県民の貴重な税金であることから，補助金事務は，行政に対するニーズや社会経済情勢の変化に応じて適切かつ効果的に執行される必要がある。

他方で，補助金は一旦創設されると，本来求められる公益性，公平性，有効性が十分に評価・検証されないまま継続され，長期化・固定化しがちであるとの指摘も多い。そのため，適時に補助金について検証を行い，より適切で効果的な制度に改善することが求められる。

以上のように重要な機能が期待されるとともに課題も有する補助金事務の執行について，外部の視点から評価・検証することは有益であると思料し，特定の事件として選定した。

第3 監査の視点

1 合規性・適法性の視点

行政は，法律による行政の原理に従って運営されなければならない，法律や条例，その下にある規則，要綱等に従って適正に行われることが必要である。これらのことは当然，補助金事務においても妥当する。

よって，本監査においては，合規性・適法性の視点からの監査を行う。

2 経済性・効率性・有効性（3E）の視点

包括外部監査人は，当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するとされている（地方自治法 252 条の 37 第 1 項）。また，監査をするにあたっては，当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，住

民の福祉の増進，最少の費用で最大の効果を挙げているか，組織・運営の合理化に努めているか，他の地方公共団体に協力を求めて規模の適正化を図っているか，という観点に特に留意すべきとされている（地方自治法 252 条の 37 第 2 項，同法 2 条 14 項，同条 15 項）。

そこで，本監査においては，これら経済性・効率性・有効性（3E）の視点を踏まえた監査も行う。

第 4 監査対象

1 監査対象とした補助事業

原則として令和元年度の補助事業を監査対象としているが，監査対象を絞り込む令和 2 年 5 月頃は，令和元年度の補助金調が未完成であったため，平成 30 年度の補助金調をもとに，次の絞り込み条件を設けて，監査対象とする補助事業 138 件を選び出した。

- ・令和元年度にも実施されている補助事業であること
- ・補助金額 500 万円以上（平成 30 年度実績。補助事業者が複数の場合は総額。）
- ・県単独事業であること（国庫支出金が含まれる場合，国が審査基準を定めるなどするため，長崎県の事務として監査する必要性が低いと考えた。）
- ・市町以外が補助事業者となっていること（市町に対する補助金については，公益性，公共性が認められやすいため，監査の必要性が低いと考えた。）
- ・補助事業を所管する部局から最低 1 件は選び出すこと（補助金額が少額であったとしても，所管部局につき 1 件は執行状況を確認する必要があると考えた。）

なお，上記はあくまでも監査対象を絞り込むためのものであり，必要に応じて，上記条件から外れる補助事業も監査対象としている。

2 所管部局・課ごとの監査対象事業数

	所管部局	所管課	監査対象事業数
1	危機管理監	消防保安室	2
2	総務部	学事振興課	8
		財政課	1
3	地域振興部	交通政策課	11
		新幹線対策課	1
4	文化観光国際部	文化振興課	1
		世界遺産課	1
		観光振興課	1

		国際観光振興室	1
		物産ブランド推進課	1
		国際課	3
		観光振興課及び 国際観光振興室	2
		スポーツ振興課	2
5	県民生活環境部	交通・地域安全課	1
		生活衛生課	1
		地域環境課	1
		自然環境課	1
6	福祉保健部	福祉保健課	3
		医療人材対策室	1
		医療政策課	1
		長寿社会課	4
		障害福祉課	3
7	福祉保健部こども政策局	こども未来課	2
		こども家庭課	1
8	産業労働部	産業政策課	2
		企業振興課	2
		新産業創造課	1
		経営支援課	1
		雇用労働政策課	2
9	水産部	漁業振興課	2
		漁業取締室	1
		水産経営課	11
10	農林部	農山村対策室	1
		農業経営課	3

		農地利活用推進室	3
		農産園芸課	4
		畜産課	11
		農村整備課	1
		林政課	1
11	土木部	港湾課	2
12	議会事務局	議会事務局	1
13	教育委員会	教育環境整備課	1
		学芸文化課	17
		体育保健課	14
14	警察本部	警察本部	3
合 計			138

第5 監査手続

実施した監査の流れは、以下のとおりである。

1 資料調査

主として、次のような資料調査を行った。

なお、資料調査の実施日は、各論において報告する。

(1) 交付申請に関する書類

交付申請時には、各補助事業に関し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、これを受けて策定されている各補助金の交付要綱や実施要綱に基づいて、交付申請書、事業計画書、収支予算書やこれに類する書類、工事の施行に係るものであるときは、実施設計書などの書類が補助事業者から提出されている。

長崎県補助金等交付規則

第4条（補助金等の交付の申請）

補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事が必要がないと認めるときは、省略することができる。

- (1) 補助事業等の事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類
- (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書
- (4) その他知事が必要と認める書類

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

【監査の視点】

交付申請に関する書類の調査においては、交付申請書等の書類が適切な時期に提出されているか、提出された書類等が上記規則4条及び5条の趣旨に適合した内容になっているか、県は提出された書類等をもとに補助金交付の必要性・相当性、補助金額の妥当性を適切に審査しているかなどといった視点で監査を行った。

(2) 状況報告や事業計画変更承認申請等に関する書類

県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則 11 条に基づき、状況報告を求めることができるようになっており、実施要綱等において状況報告の提出時期や方法を規定している補助事業がある。

また、補助事業者は、交付申請時に計画していた事業を変更する際には、実施要綱等に定める「軽微な変更」を除き、県に対し、事業計画変更承認を申請しなければならない。

長崎県補助金等交付規則

第 11 条 (状況報告等)

知事は、別に定めるところにより、補助事業者等に対し、補助事業等の遂行の状況について報告を求めることができる。

2 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事に報告してその承認又は指示を受けなければならない。

(1) 事業計画書、収支予算書その他第 4 条の規定により知事に提出した書類の内容を変更(別に定める軽微な変更を除く。)しようとするとき。

(2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったとき。

【監査の視点】

状況報告や事業計画変更承認申請等に関する書類の調査においては、実施要綱等において定められた時期や方法に則した状況報告が行われているか、補助事業者から事業計画変更承認の申請が適切に行われているか、県は、状況報告や事業計画変更承認申請が行われた際、補助事業の進捗状況や変更内容を十分に確認し、補助金の執行状況を適正に審査しているかなどといった視点で監査を行った。

(3) 実績報告に関する書類

補助事業が完了するなどしたときは、補助事業者は、長崎県補助金等交付規則 13 条及び 14 条に基づき、事業実績報告書、収支決算書等を提出しなければならず、県は、これらの書類を調査するなどして補助金額を確定することになる。

長崎県補助金等交付規則

第 13 条 1 項（実績報告）

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第 11 条第 2 項第 2 号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第 2 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

第 14 条（補助金等の額の確定）

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

【監査の視点】

実績報告に関する書類の調査においては、適切な時期に実績報告がなされているか、提出された書類が上記規則 13 条及び 14 条の趣旨に適合する内容になっているか、現地調査が適時に実施され、的確に報告されているか、県は提出された書類等をもとに補助事業の成果が交付決定の内容に適合していることを適切に調査しているか、確定した補助金額は妥当かなどといった視点で監査を行った。

（４）補助金等の交付事務に係るチェックリスト

県は、補助金等の交付事務の適正化を図るため、平成 21 年 6 月 19 日付「補助金等交付事務の適正化について（通知）」（21 財第 74 号）において、全ての補助金交付事務に関し、次のようなチェックリスト（以下、チェック項目のみを抜粋している）を作成することとしている。

「補助金等交付事務の適正化について（通知）」（21 財第 74 号）

1．補助金等の交付事務に係るチェックリストの活用について

全庁共通のチェックリストを別紙のとおり定めるので、活用を図ること。

本チェックリストは、標準的な補助要件についてのみ記載しているため、各部局においては、必要に応じ各個別補助金の詳細なチェックリストを作成し部局ごとに調製する等、適切な対応を行うこと。

なお、全庁共通のチェックリスト及び各個別補助金の詳細なチェックリストは、支出負担行為に添付すること。

< 交付申請 >

チェック項目	内容
事業目的・内容	・ 事業目的・内容が補助対象として法令、予算、交付要綱等で定められたものに違反していないか。(遵守すべき法令等のリストは別添のとおり)
事業実施主体	・ 交付要綱等記載の補助対象者に該当するか。
関係法令手続き	・ 交付要綱等に規定する関係法令による手続きが関係法令に定める適正な時期に行われているか。
実施主体意思決定	・ 当該事業に係る事業実施団体の意思決定が適正に行われているか。
補助事業対象経費	・ 過大な経費や対象外となる経費等が計上されていないか。
事前着手	・ 事業着手は交付申請前に行われていないか。 交付申請日： 年 月 日 事業着手(予定)日： 年 月 日
補助事業等の効果	・ 補助事業等の目的を達成するため、補助事業等の事業計画、経費の配分等の妥当性、最小の経費で最大の効果があげられるよう検討されているか。

< 交付決定通知 >

チェック項目	内容
交付決定通知書	・ 交付規則及び要綱等の規定の適用がある旨を明らかにしているか。 ・ 国の間接補助金等に係る補助金等については、適正化法の適用を受けるものである旨を明らかにしているか。
事前着手	・ 事業着手が交付決定前に行われていないか 交付決定日： 年 月 日 事業着手(予定)日： 年 月 日

< 実績報告・完了検査 >

チェック項目	内容
事業目的・内容	・ 事業目的・内容が補助対象として法令、予算、交付要綱等で定められたものに違反していないか。
関係法令手続き	・ 交付要綱等に規定する関係法令による手続きが関係法令に定める適正な時期に行われているか。

補助事業対象経費	・ 過大な経費や対象外となる経費等が計上されていないか。
事業着手	・ 事業着手は交付決定前に行われていないか。 交付決定日： 年 月 日 事業着手日： 年 月 日
事業期間	・ 交付要綱等で定めた事業期間内に要した経費であるか。
物件の取得時期	・ 補助事業に係る物件は検収日をもって取得日とするので、納品後速やかに検収を行い、検収年月日が明確にされているか。
契約手続き（必要書類）	・ 施設・設備整備工事（備品購入を含む）においては、仕様書、見積書、発注書、契約書（または請書）、納品書、検収書、請求書、支払を証明する書類として保管しているか。
契約手続き（業者選定・見積（入札））	・ 施設・設備整備工事（備品購入を含む）に係る契約手続きにおいて、業者選定・見積（入札）は公正に行われているか。
契約手続き（一括下請）	・ 施設・設備整備工事（備品購入を含む）に係る契約において、一括下請が行われていないか。

チェック項目	内容
証拠書類の確認	・ 補助対象経費に係る証拠書類は備えられているか。
補助事業等の効果	・ 補助事業等の目的を達成するため、補助事業等の事業計画、経費の配分等の妥当性、最小の経費で最大の効果があげられるよう検討されているか。
現地調査の実施	・ 補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。

【監査の視点】

資料調査に際しては、交付申請書類や実績報告書類等と上記チェックリストを照らし合わせるなどしながら、チェックリストが適切に記載されているか、補助金事務の実体を正確に反映し形骸化していないかなどといった視点で監査を行った。

2 所管課ヒアリング

資料調査によって検出された問題点や疑問点をもとに、所管課のヒアリングを行った。なお、ヒアリングの実施日については、各論において報告する。

第6 監査実施者

1 包括外部監査人

濱口純吾（弁護士）

2 補助者

有馬理（弁護士）

青野悠（弁護士）

鮎川愛（弁護士）

藤森弘行（弁護士）

第7 利害関係の有無

包括外部監査人，補助者いずれにおいても，包括外部監査の対象とした事件につき，地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係は存在しない。

包括外部監査の結果報告・総論

第1 指摘事項・意見の検出

1 報告の構成について

本監査で検出した指摘事項・意見を次の構成で報告する。

「指摘事項・意見の概要」

この総論において、全ての指摘事項・意見の概要を報告する。

「 包括外部監査の結果報告・各論」

所管部局ごとに、個別の指摘事項及び意見の詳細を報告する。

「 包括外部監査の結果報告・全庁的な問題点」

各論で検出した問題点を踏まえ、全庁的に共通していると考えられる指摘事項・意見の詳細を報告する。

2 「指摘事項」及び「意見」の定義

本監査において報告する「指摘事項」及び「意見」の定義は、次のとおりである。

	定 義
指摘事項	合規性・適法性に問題があり、速やかに是正・改善を求めるもの
意見	合規性・適法性に問題があるとまでは言えないが、今後の事務処理の円滑化や合理化の観点等から是正・改善を行うことが望ましいと考えるもの

3 指摘事項・意見の概要

本監査での指摘事項及び意見の概要は、以下のとおりである。

(0) 全庁的な問題点

【指摘事項】

	概 要	頁
1	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	181
2	事業計画書や事業実績報告書等が，補助金交付の必要性・相当性を審査し，交付額確定の調査を行うためのものであるという趣旨や役割を有していることを再確認した上で，事業計画書や事業実績報告書等の適正化を図るべきである。	185

【意見】

	概 要	頁
1	「長崎県版 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いの見直し（案）」（添付資料参照）を参考にするなどし，仕入税額控除の取扱事務の改善を検討してもらいたい。	183
2	補助金を概算払いするにあたっては，補助対象経費の性質や補助事業の実施時期，補助事業者の自主財源の規模などを踏まえ，概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。また，長崎県補助金等交付規則が定める補助金等交付請求書（様式3）に，「事業実施状況報告」及び「概算払いを求める理由」を記載する欄を設けるよう，検討していただきたい。	186
3	現地調査は少なくとも3年に1度，定期的を実施するとともに，補助事業の記録として，現地調査実施の有無，実施した場合は担当者，調査方法・内容，調査結果などを記録化することを検討してもらいたい。	187
4	補助事業の契約方法について具体的かつ厳格な指針を示すよう検討してもらいたい。	190

(1) 危機管理監

【指摘事項】

	概 要	頁
1	事業計画書及び事業報告書については，補助対象事業を特定し，団体全体の収支予算・収支決算だけでなく，補助対象事業に関する収支予算・収支決算を明らかにするよう指導すべきである。	27
2	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	29

2	補助事業者に対する現地調査は、少なくとも3年に1度、定期的を実施するのが望ましく、また、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	144
---	---	-----

(12) 議会事務局

【指摘事項】

	概 要	頁
1	なし	

【意見】

	概 要	頁
1	なし	

(13) 教育委員会

【指摘事項】

	概 要	頁
1	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	152
2	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	157
3	補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。	159
4	補助事業者に対し、事業計画の変更については、その変更事由が判明した時点で速やかに承認申請するよう適切に指導すべきである。	159
5	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	162
6	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	166
7	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	168
8	收受印の日付の重要性や厳密に取り扱うべきことを再確認し、何らかの不備や誤りがあった場合には、安易に、修正テープ等による修正は行わず、簡易であっても顛末書を添付する等、收受印の日付の正確性を担保する措置を講ずべきである。	169

9	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	171
10	補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。	171

【意見】

	概 要	頁
1	長崎県補助金等交付規則及び長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱に従い、交付申請書に添付すべき書類を適切に選別し、不要な書類が添付されている場合には返却をする等の対応が望ましい。また、国庫補助金申請に関する資料として保存する場合には、その趣旨が明らかになるような保存方法を検討してもらいたい。	153
2	法人の支店や施設長等が交付申請者となっている場合は、委任状や法人登記事項証明書等の提出を求め、交付申請者の代理権限を確認することが望ましい。	154
3	補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	155
4	補助事業者が随意契約を行った場合には、契約方法の選択の理由や妥当性についての報告を求めることが望ましい。	155
5	長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	160
6	補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	161
7	長崎県中学校文化活動費補助金実施要綱5条については、「軽微な変更」として認める範囲を限定する方向で見直してもらいたい。	163
8	補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	164
9	長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	165
10	補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。	167

11	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い，概算払いによる交付を求める補助事業者に対し，概算払いの必要性を示すよう求め，概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	167
12	補助事業の記録として，現地調査実施の有無，実施した場合は担当者，調査方法・内容，調査結果などを残しておくのが望ましい。	170
13	補助事業の記録として，現地調査実施の有無，実施した場合は担当者，調査方法・内容，調査結果などを残しておくのが望ましい。	172

(14) 警察本部

【指摘事項】

	概 要	頁
1	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	175
2	仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。	176
3	補助事業者に対し，長崎県補助金等交付規則 4 条及び 5 条，並びに，同規則 13 条及び 14 条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。	178

【意見】

	概 要	頁
1	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い，概算払いによる交付を求める補助事業者に対し，概算払いの必要性を示すよう求め，概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	176
2	長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い，概算払いによる交付を求める補助事業者に対し，概算払いの必要性を示すよう求め，概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。	178

第 13 教育委員会

1 監査の対象及び方法

(1) 監査対象とした補助金事業

ア 教育環境整備課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県育英会事務費補助金	44,923,000 円	8 月 5 日 ~ 8 月 13 日	10 月 9 日

イ 学芸文化課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
指定文化財保存整備事業補助金 【 有形文化財保存整備事業（黒島天主堂）】	26,472,000 円	8 月 5 日 ~ 8 月 13 日	10 月 22 日
指定文化財保存整備事業補助金 【 有形文化財保存整備事業（田平天主堂）】	3,839,000 円	8 月 5 日 ~ 8 月 13 日	10 月 22 日
指定文化財保存整備事業補助金 【 有形文化財保存整備事業（高麗版一切経）】	2,069,000 円	8 月 5 日 ~ 8 月 13 日	10 月 22 日
指定文化財保存整備事業補助金 【 史跡名勝天然記念物等保存整備事業（小菅修船場跡）】	2,546,000 円	8 月 5 日 ~ 8 月 13 日	10 月 22 日
指定文化財保存整備事業補助金 【 史跡名勝天然記念物等保存整備事業（石田城五島氏庭園）】	4,002,000 円	8 月 5 日 ~ 8 月 13 日	10 月 22 日

指定文化財保存整備事業 補助金 【 史跡名勝天然記念物 等保存整備事業(棲霞園及 び梅ヶ谷津借楽園) 】	845,000 円	8 月 5 日 ~ 8 月 13 日	10 月 22 日
指定文化財保存整備事業 補助金 【 史跡名勝天然記念物 等保存整備事業(花月) 】	3,938,000 円	8 月 5 日 ~ 8 月 13 日	10 月 22 日
指定文化財保存整備事業 補助金 【 史跡名勝天然記念物 等保存整備事業(江迎本陣 跡) 】	1,287,000 円	8 月 5 日 ~ 8 月 13 日	10 月 22 日
長崎県高等学校文化活動 費補助金 【 長崎県高等学校総合 文化祭開催費補助事業】	5,205,000 円	8 月 5 日 ~ 8 月 13 日	10 月 9 日
長崎県高等学校文化活動 費補助金 【 長崎県高等学校総合 文化祭離島地区高等学校 参加費補助事業】	1,826,000 円	8 月 5 日 ~ 8 月 13 日	10 月 9 日
長崎県高等学校文化活動 費補助金 【 全国高等学校総合文 化祭派遣費補助事業】	2,315,000 円	8 月 5 日 ~ 8 月 13 日	10 月 9 日
長崎県高等学校文化活動 費補助金 【 長崎県高等学校文化 活動推進校指定事業】	3,908,359 円	8 月 5 日 ~ 8 月 13 日	10 月 9 日
長崎県高等学校文化活動 費補助金 【 長崎県高等学校文化 活動活性化補助事業】	2,738,910 円	8 月 5 日 ~ 8 月 13 日	10 月 9 日

長崎県中学校文化活動費補助金 【長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業】	900,000円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校文化活動費補助金 【長崎県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助事業】	742,000円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校文化活動費補助金 【全国中学校総合文化祭派遣費補助事業】	900,000円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校文化活動費補助金 【長崎県中学校文化活動推進校指定事業】	1,515,000円	8月5日～ 8月13日	10月9日

ウ 体育保健課

補助金事業	補助金額	資料調査	ヒアリング調査
長崎県高等学校体育連盟事業費補助金 【全国及び全九州高等学校体育大会等派遣事業】	34,602,000円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県高等学校体育連盟事業費補助金 【県高等学校総合体育大会離島地区選手派遣事業】	11,428,000円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県高等学校体育連盟事業費補助金 【県高等学校新人体育大会離島地区選手派遣事業】	2,682,025円	8月5日～ 8月13日	10月9日

長崎県高等学校体育連盟 事業費補助金 【 県高等学校総合体育 大会開催事業】	1,800,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県高等学校体育連盟 事業費補助金 【 全九州高等学校体育 大会開催事業】	840,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県高等学校体育連盟 事業費補助金 【 高体連ジュニアスポ ーツ推進事業】	43,202,108 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校体育連盟事 業費補助金 【 県中学校総合体育大 会開催事業】	990,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校体育連盟事 業費補助金 【 県中学校総合体育大 会離島地区選手派遣事業】	6,192,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校体育連盟事 業費補助金 【 全国及び全九州中学 校体育大会派遣事業】	2,052,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校体育連盟事 業費補助金 【 中体連ジュニアスポ ーツ推進事業】	10,000,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校体育連盟事 業費補助金 【 九州中学校テニス競 技大会開催事業】	140,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日
長崎県中学校体育連盟事 業費補助金 【 九州中学校剣道競技 大会開催事業】	140,000 円	8月5日～ 8月13日	10月9日

長崎県中学校体育連盟事業費補助金 【九州中学校柔道競技大会開催事業】	140,000 円	8 月 5 日 ~ 8 月 13 日	10 月 9 日
公益財団法人長崎県体育協会事業費補助金	2,072,620 円	8 月 5 日 ~ 8 月 13 日	10 月 9 日

2 問題点の検出

上記補助金事業を監査した結果、次の6事業について問題点を検出したので報告する。

(1) 指定文化財保存整備事業補助金（学芸文化課） 上記1・(1)・イ・～

ア 補助金の概要（指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

市町並びに知事が適当と認める団体及び個人

【趣旨】

教育文化の振興を図るため、有形文化財保存整備事業、史跡名勝天然記念物等保存事業など11の事業に対して補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	<p>【有形文化財保存整備事業】</p> <p>ア 国又は県指定の有形文化財の文化財保護法（昭和25年法律第214号）第35条第1項及び第46条の2第1項又は長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号。以下「文化財保護条例」という。）第11条第1項の規定に基づく保存整備に要する経費</p> <p>イ 長崎県文化財保護審議会の同意に基づく国、県指定以外の有形文化財の文化財保護条例第11条第1項の規定に準じて行う保存整備に要する経費</p> <p>ウ 別に定める基準により算定する経費</p> <p>【史跡名勝天然記念物等保存事業】</p> <p>ア 国又は県指定の史跡名勝天然記念物の文化財保護法第120条及び第129条又は文化財保護条例第39条の規定に基づく保存整備に要する経費</p> <p>イ 別に定める基準により算定する経費</p>
--------	---

補助率	いずれも 2 分の 1 以内（国庫補助対象事業の場合において、補助事業者が市町るときは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の 5 分の 2 以内、市町以外るときは補助対象経費から国庫補助額を減じた額の 3 分の 1 以内）
-----	---

イ 問題点 1 【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助事業のうち、次の事業（上記 1・(1)・イ・～・～）は、いずれも交付申請時の予算計画において、消費税を含む金額で予算組みされている。

- ・有形文化財保存整備事業（黒島天主堂）
- ・有形文化財保存整備事業（田平天主堂）
- ・有形文化財保存整備事業（高麗版一切経）
- ・史跡名勝天然記念物等保存整備事業（石田城五島氏庭園）
- ・史跡名勝天然記念物等保存整備事業（棲霞園及び梅ヶ谷津偕楽園）
- ・史跡名勝天然記念物等保存整備事業（花月）
- ・史跡名勝天然記念物等保存整備事業（江迎本陣跡）

そうすると、これらの事業に交付された補助金には、消費税が含まれているのであるから、次の長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱 6 条 4 項が適用される。

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱 6 条 4 項

第 6 条（実績報告等）

4 補助金等の交付の申請をした者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金等の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、知事は、当該金額の返還を請求するものとする。

このような条項が定められている理由は、補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業を実施するに当たって課税仕入れを行い、確定申告の際に仕入税額を控除したとすると、当該補助事業者は仕入れに係る消費税額を実質的に負担しないことになり、消費税額に相当する補助金が過払いになってしまうからである。したがって、交付する補助金に消費税等が含まれていないことが明らかな場合を除いて、県は、補助事業者に対し、仕入れに係る消費税等相当額の報告を求めなければならない。

しかし、かかる報告が適切に行われていなかったため、平成 29 年度包括外部監査において、県は、次のような指摘を受けている。

平成 29 年度包括外部監査報告書 28 頁

仮に消費税返還義務のある補助金支給者だった場合、消費税等相当額報告書が提出されないと補助金の過払につながる恐れがある。また、支給した補助金の消費税部分の還付に係る自治体の対応について、会計検査院により全国の自治体が度々指摘を受けている点からみても、リスクが高い部分と判断できる。

したがって、県は、補助金の額の確定から一定期間が経過した後（例えば、補助対象者が補助金の交付を受けた事業年度にかかる決算終了後など）に、補助対象経費に含まれた仕入れに係る消費税等相当額の有無、ならびにその状況を報告させることとし、その報告内容について十分に確認をすべきである。

この包括外部監査の指摘を受け、県は、各部局に対し、「平成 30 年度の予算執行について」（平成 30 年 4 月 2 日付 30 財第 1 号）及び「平成 31 年度の予算執行について」（平成 31 年 4 月 1 日付 31 財第 1 号）において、次のように指示した。

「平成 31 年度の予算執行について」（平成 31 年 4 月 1 日付 31 財第 1 号）

消費税込みで交付申請した補助事業者に対しては、仕入れに係る消費税等相当額の有無・状況を報告させるとともに、その報告においては消費税の確定申告書等の写しを添付させるなどして、適切かつ十分な確認を行うこと。なお、実績報告書を提出する時点において仕入れに係る消費税等相当額が明らかになっていない場合は、その額が確定した時点において報告・確認が必要となるため、翌年度以降にしっかりと引継がなされるよう、適切に管理・対応すること。

しかしながら、上記補助事業においても、補助事業者から仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない。県担当者によれば、補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが、上記の平成 29 年度包括外部監査の指摘や県の通知の趣旨に照らせば口頭での確認だけでは不十分である。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点 2 【県補助金申請に不要な資料の提出を受けている】

本補助事業のうち、補助事業者が個人である史跡名勝天然記念物等保存整備事業（石田城五島氏庭園）（上記 1・（1）・イ・ ）と史跡名勝天然記念物等保存整備事業（棲霞園及び梅ヶ谷津偕楽園）（上記 1・（1）・イ・ ）について、交付申請時に

事業計画書とともに、確定申告書など個人の資力に関する資料の提出を受けている。

県担当者によれば、県補助金の申請には確定申告書などの個人の資力に関する資料は必要としていないものの、国庫補助金の申請には必要な書類であり、補助事業者は県を通じて国庫補助金の申請も行うことになっているため、県補助金の交付申請書類としても提出を受けているとのことであった。

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱では必要な資料ではないから、県補助金との関係ではあくまで参考資料という位置づけになる。個人の資力に関する資料に高度な個人情報に記載されていることに鑑みると、県補助金との関係では必ずしも必要としていない個人情報を収集することは望ましくない。

そこで、今後は、長崎県補助金等交付規則及び長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱に従い、交付申請書に添付すべき書類を適切に選別し、不要な書類が添付されている場合には返却をする等の対応が望ましい。また、国庫補助金申請に関する資料として保存する場合には、その趣旨が明らかになるような保存方法を検討してもらいたい。

【意見】

長崎県補助金等交付規則及び長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱に従い、交付申請書に添付すべき書類を適切に選別し、不要な書類が添付されている場合には返却をする等の対応が望ましい。また、国庫補助金申請に関する資料として保存する場合には、その趣旨が明らかになるような保存方法を検討してもらいたい。

エ 問題点3【代理権限の確認が不十分である】

本補助金のうち、史跡名勝天然記念物等保存整備事業（小菅修船場跡）（上記1・（1）・イ・ ）は補助事業者が法人である。補助金の交付先は法人本部となっているが、補助金交付申請や事業計画書・事業報告書の提出等は、すべて法人が長崎に設置する現地施設の所長名で手続きがなされている。

しかしながら、補助事業者が提出している書類からは、補助事業者が現地施設所長に対しどのような代理権限を与えているのか、あるいは、会社法11条1項の「支配人（支配人は、会社に代わってその事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。）」として代理権限を有するのか確認できなかった。

本補助金の交付申請手続き自体は、表見支配人（会社法13条「会社の本店又は支店の事業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該本店又は支店の事業に関し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす。」）として現地施設の所長に権限があると見なすこともできることから不適法とまでは言えないが、交付申請手続きの適正性を確保するためには、交付申請者の代理権限の有無及びその範囲を確認するのが望ましく、補助事業者に対し、交付申請時に委任状や法人登記事項証明書（支配人が否かの確認）等の提出を求めることが望ましい。

【意見】

法人の支店や施設長等が交付申請者となっている場合は、委任状や法人登記事項証明書等の提出を求め、交付申請者の代理権限を確認することが望ましい。

オ 問題点4【現地調査の内容が記録化されていない】

補助事業者に対する現地調査に関する、長崎県における規定は次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

補助金等交付事務にかかる審査の強化について（通知）

（平成14年4月16日付14財第15号）

2 現地調査の実施について

・現地調査は、必要に応じ、個々の補助事業及び調査箇所等を選定のうえ、積極的かつ計画的に行い、実態把握に努めること。

また、各部局においては、年間計画等を作成するなど適切かつ実効性のある現地調査となるよう留意すること。

・臨時的な調査の場合は、事前通知から現地調査に至るまで速やかに実施することとし、その趣旨が薄れることのないよう十分注意すること。

補助金等交付事務の適正化について（通知）

（平成21年6月19日付21財第74号）別紙のチェックリスト

・補助金等の不正受給の発生を防止するため、現地調査を実施したか。

補助金等の予算執行について（通知）

（平成27年7月21日付27財号外）

・支出については、書類審査のみならず、必要に応じて現地調査を行い、事業が目的に沿って実施されているかなど十分な実績確認に努めること。

このように、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助事業のチェックリストには、全ての補助事業者に対し現地調査を実施している旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的
に実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

カ 問題点5【補助事業者から契約方法の選択の理由や妥当性に関する報告がない】

本補助金のうち、有形文化財保存整備事業（黒島天主堂）、有形文化財保存整備事業（田平天主堂）、及び有形文化財保存整備事業（高麗版一切経）（上記1・（1）・イ・～）の補助事業者は、いずれも指定文化財の保存整備工事を行うため、工事業者と間で随意契約を締結している。

補助事業者が行う契約については、補助金という県費を支出することになるため、競争性確保の観点から、個人又は小規模な団体に対する小規模な補助事業を除き、県の契約方法（市町を通じた間接補助事業など市町の契約方法に準じることが適切な場合は市町の契約方法）に準じて、公平・公正な契約がなされるよう適切に指導及び確認を行うこととされている（「平成31年度予算の執行について」平成31年4月1日付31財第1号）。

県担当者によれば、上記補助事業については、いずれも指定文化財であり、保存整備工事を行う専門的技能を有する工事業者に依頼をする必要があることが確認できた。そうであれば、補助事業者が工事業者との間で随意契約を行っていること自体に問題はないと考える。

しかし、前述した通知の趣旨に鑑みると、県の契約方法に準じて公平・公正な契約が行われたことを担保するために、補助事業者が随意契約を行った場合には、契約方法の選択の理由や妥当性についての報告を求めることが望ましい。

【意見】

補助事業者が随意契約を行った場合には、契約方法の選択の理由や妥当性についての報告を求めることが望ましい。

- (2) 長崎県高等学校文化活動費補助金（学芸文化課） 上記1・（1）・イ・～
ア 補助金の概要（指摘や意見を
する上で必要な内容を紹介する。）

【補助事業者】

長崎県高等学校文化連盟

【趣旨】

県内高校生の文化活動内容の向上を図り，高等学校教育の充実と青少年の文化活動に資するため，長崎県高等学校総合文化祭開催費補助事業等 5 事業に対して補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	<p>【長崎県高等学校総合文化祭開催費補助事業】 県高等学校文化連盟が主催する県高等学校総合文化祭の開催に係る運営費</p> <p>【長崎県高等学校総合文化祭離島地区高等学校参加費補助事業】 離島地区の高等学校が県高等学校文化連盟の主催する県高等学校総合文化祭参加に要する経費のうち，参加生徒の旅費，県高等学校総合文化祭参加に係る大小道具，楽器及び作品の輸送費</p> <p>【全国高等学校総合文化祭派遣費補助事業】 県高等学校文化連盟が推薦した全国高等学校総合文化祭派遣費及び作品参加に要する経費のうち，参加生徒の旅費，各部門参加に係る大小道具，楽器及び作品の輸送費</p> <p>【長崎県高等学校文化活動推進校指定事業】 文化活動推進校に指定された高等学校の指定種目の活動経費のうち，合宿・遠征事業，講師招へい事業，発表会等開催事業，文化活動の強化及び育成に関する事業に要するもの</p> <p>【長崎県高等学校文化活動活性化補助事業】 高等学校文化連盟における専門部の育成及び強化のために実施される事業のうち，生徒を対象とした講習会，教員を対象とした指導者講習会及び研修会，専門部の育成及び設立に係る事業，中学校と連携した文化力育成・専門部活性化を目的とした事業，各高等学校の文化活動の活性化に資するための事業に要するもの</p>
--------	--

補助率	<p>【長崎県高等学校総合文化祭開催費補助事業】 2分の1以内</p> <p>【長崎県高等学校総合文化祭離島地区高等学校参加費補助事業】</p> <p>【全国高等学校総合文化祭派遣費補助事業】 交通費2分の1以内，宿泊費3分の2以内（全国高等学校総合文化祭派遣費補助事業については2分の1以内），大小道具，楽器及び作品の往復の輸送に係る輸送実費額の2分の1以内の額</p> <p>【長崎県高等学校文化活動推進校指定事業】 【長崎県高等学校文化活動活性化補助事業】 予算の範囲内で知事が定める額</p>
-----	--

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金のいずれの事業についても，交付申請時の予算計画において，消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると，交付された補助金には，消費税が含まれているのであるから，長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され，上記（1）・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。

しかしながら，いずれの補助事業においても，補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば，補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが，上記（1）・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。

県は，仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は，仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2【事業計画書，事業報告書等の記載内容が不十分である】

長崎県補助金等交付規則4条及び5条，並びに，同規則13条及び14条は，補助事業者に対し，次のとおり，事業計画書や事業実績報告書等の提出を求めている。

第4条（補助金等の交付の申請）

補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（様式第1号。ただし、契約の申込みにあつては、これに準ずる書類）に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。ただし、添付書類については、知事が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- (1) 補助事業等の事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類
- (3) 補助事業等が工事の施行に係るものであるときは、その実施設計書
- (4) その他知事が必要と認める書類

第5条（補助金等の交付の決定）

知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

第13条1項（実績報告）

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、又は第11条第2項第2号の規定による補助事業等の廃止の承認を受けたときは、別に定めるところにより、補助事業等実績報告書（様式第2号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、同様とする。

第14条（補助金等の額の確定）

知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

このように、補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、また、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。

本補助金の事業についても、それぞれ事業計画書や事業報告書等が提出されているが、実施要項において定められている様式で提出されているものの、記載内容に着目すると、全国高等学校総合文化祭派遣費補助事業（上記1・（1）・イ・）に関しては、事業計画書に添付されている収支予算書と、事業報告書に添付されている収支

報告書の費用の項目や記載内容が異なっているため、補助事業者が提出している書類では、事業計画及び予算と事業実績及び決算の比較ができず、長崎県補助金等交付規則が求めている事業計画書や事業実績報告書等として適合する書類とは評価できない。

県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則 4 条及び 5 条、並びに、同規則 13 条及び 14 条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。

エ 問題点 3 【事業完了後に計画変更申請が出されている】

長崎県高等学校文化活動活性化補助事業（上記 1・(1)・イ・ ）は、事業完了日が令和 2 年 3 月 19 日となっている。しかし、この事業完了日から 9 日後の同年 3 月 28 日に計画変更承認申請が提出され、同年 3 月 31 日には補助事業者より事業実施報告書が提出されている。この経過から見れば、補助事業者は、事業実施報告書の提出に合わせて計画変更承認申請を提出したと推測することができる。

事業計画変更は、長崎県補助金等交付規則 11 条 2 項により、次のとおり規定されている。

長崎県補助金等交付規則 第 11 条（状況報告等） 2 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事に報告してその承認又は指示を受けなければならない。 (1) 事業計画書、収支予算書その他第 4 条の規定により知事に提出した書類の内容を変更（別に定める軽微な変更を除く。）しようとするとき。 (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。 (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったとき。
--

このように、事業計画の変更はあらかじめ知事に報告してその承認を受けなければならず、事業完了日以降に事業計画の変更承認の申請をすることは、上記規則に反している。

県は、補助事業者に対し、事業計画の変更については、その変更事由が判明した時点で速やかに承認申請するよう適切に指導すべきである。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、事業計画の変更については、その変更事由が判明した時点で速やかに承認申請するよう適切に指導すべきである。

オ 問題点4【概算払いの必要性が十分に検討されていない】

本補助金はいずれの事業においても年度当初に全額の概算払いがされている。

ここで、補助金等の交付方法に関する長崎県補助金等交付規則 16 条の定めは次のとおりである。

長崎県補助金等交付規則

第 16 条（補助金等の交付）

第 14 条の規定により通知を受けた補助事業者等は、補助金等の交付を受けようとするときは、別に定めるところにより補助金等交付請求書（様式第 3 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。この場合においては、前項の規定を準用するものとする。

このように、同条 2 項は、補助金等の交付が原則として精算払い、後払いであり、概算払いは「特に必要があるとき」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金については、例えば、長崎県高等学校文化活動活性化補助事業（上記 1・（1）・イ・ ）の事業実施計画を見ると、年度当初に実施する事業から年度後半に実施する事業まで実施時期にかなり幅があるものとなっている。

補助事業者の財政基盤が盤石ではないことから一定の概算払いが必要であることは理解できるものの、いずれの補助事業についても、年度当初の全額概算払いが「特に必要」とまでは言えない。補助金交付が原則としては精算払い、後払いであり、あくまで概算払いが例外的な扱いであることに鑑みれば、例えば、半期あるいは 4 期に分けて概算払いするなど、年度当初の全額概算払い以外の方法を検討すべきである。

今後は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則 16 条 2 項が同条 1 項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

カ 問題点5【現地調査の内容が記録化されていない】

上記（1）・オで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿っ

て実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助金についても、全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記 ないし の目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的
に実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

(3) 長崎県中学校文化活動費補助金(学芸文化課) 上記1・(1)・イ・ ~

ア 補助金の概要(指摘や意見を
する上で必要な内容を
紹介する。)

【補助事業者】

長崎県中学校文化連盟

【趣旨】

県内中学生の文化活動内容の向上を図り、あわせて青少年の豊かな心を育むことを目的として、長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業等5事業に対して補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	<p>【長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業】 中文連が主催する県中学校総合文化祭の開催に係る運営費</p> <p>【長崎県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助事業】 離島地区の中学校が中文連の主催する県中学校総合文化祭参加に要する経費のうち、参加生徒の交通費及び宿泊費、県中学校総合文化祭参加に係る大小道具、楽器及び作品の輸送費</p> <p>【全国中学校総合文化祭派遣費補助事業】 中文連が推薦した全国中学校総合文化祭派遣費及び作品参加に要する経費のうち、参加生徒の交通費及び宿泊費、各部門参加に係る大小道具、楽器及び作品の輸送費</p>
--------	--

	<p>【長崎県中学校文化活動推進校指定事業】</p> <p>文化活動推進校に指定された中学校の指定種目の活動経費のうち、合宿・遠征事業，講師招へい事業，芸術鑑賞事業，発表会等開催事業，文化活動の強化及び育成に関する事業に要するもの</p>
補助率	<p>【長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業】</p> <p>【長崎県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助事業】</p> <p>【全国中学校総合文化祭派遣費補助事業】</p> <p>【長崎県中学校文化活動推進校指定事業】</p> <p>いずれも予算の範囲内で知事が定める額</p>

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金のいずれの事業についても，交付申請時の予算計画において，消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると，交付された補助金には，消費税が含まれているのであるから，長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され，上記(1)・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。

しかしながら，本補助金のいずれの事業においても，補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば，補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが，上記(1)・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。

県は，仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は，仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2【軽微な変更の規定の範囲が広汎である】

長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業(上記1・(1)・イ・)は，収入の部に関して，事業計画書の収支予算と事業報告時の収支決算において次の表のとおり大きな差異が発生している。

	収支予算	収支決算	差異
本補助金	900,000	900,000	0
長崎県中学校文化 連盟事業費	2,900,000	1,407,260	1,492,740
	3,800,000	2,307,260	1,492,740

差異発生主な理由は，支出の部における派遣費が，予算額2,000,000円であるの

に対して決算額 887,700 円と、大幅に減少したことにある。

派遣費が大幅に減額されたことについて、県の説明では、生徒の送迎に使用する貸し切りバスの台数が減少したことで予算決算に差異が発生したが、長崎県中学校総合文化祭の実施内容に変更はなく、長崎県中学校文化活動費補助金実施要綱 5 条のとおり県の補助金額に変更を生じない範囲内において行う軽微な変更ととらえ、事業計画変更の必要はないと考えているとのことである。

事業計画の変更に関しては、次のとおり長崎県中学校文化活動費補助金実施要項 4 条 1 項及び 5 条に定めている。

長崎県中学校文化活動費補助金実施要綱

第 4 条（計画変更の承認等）

1 規則第 11 条第 2 項の規定による事業計画変更の承認を受けようとする者は、事業計画変更承認申請書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

第 5 条（軽微な変更）

規則第 11 条第 2 項第 1 号に規定する軽微な変更とは、補助事業の実施主体及び県の補助金額に変更を生じない範囲内において行う変更とする。

確かに、本補助事業については、実施主体に変更はなく、また、補助金額については定額交付となっているため、予定されていた支出が大幅に減少しても、補助金額を割り込まない限り変更は生じないから、上記実施要綱 5 条の「軽微な変更」に当たり、事業計画変更承認申請は必要ないことになる。

しかし、長崎県中学校文化活動という本補助事業の性質からして、事業年度の途中で実施主体が変更するという事態は通常想定できず、また、支出が補助金額を割り込むということは補助事業者が自主財源を一切使用しないということを意味し、補助事業者の自主性や自立性を確保すべき補助金制度の趣旨・目的に照らし、本来、許容すべきではない事態である。

このことから、同要綱 5 条は、極めて限定的な事態以外はすべて「軽微な変更」として認める広汎すぎる規定であると言える。補助金の適切な交付という観点からは「軽微な変更」はあくまで例外的な場合にのみ許容すべきであり、本補助事業のように補助対象経費が補助金額を大幅に超えるほど減少した場合などは、補助事業者に事業計画変更承認を申請させ、県において改めて補助金額の妥当性を検討すべきである。

したがって、同要綱 5 条については、「軽微な変更」として認める範囲を限定する方向で見直してもらいたい。

【意見】

長崎県中学校文化活動費補助金実施要綱 5 条については、「軽微な変更」として認める範囲を限定する方向で見直してもらいたい。

エ 問題点3【現地調査の内容が記録化されていない】

上記(1)・オで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的、役割がある。

本補助金についても、全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり、担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし、いつ、誰が、どのような現地調査を行ったのか、記録上明らかではない。

補助事業者に対する現地調査は、県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが、上記(1)・イの目的の重要性からすれば、少なくとも3年に1度、定期的実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

オ 問題点4【概算払いの必要性が十分に検討されていない】

本補助金は、いずれの事業においても年度当初に全額の概算払いがされている。

しかし、上記(2)・オのとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金は、例えば、長崎県中学総合文化祭開催費補助事業(上記1・(1)・イ・)や長崎県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助事業(上記1・(1)・イ・)では、事業の実施は11月末日であるのに、5か月前の6月初旬に全額概算払いされている。また、長崎県中学校文化活動推進校指定事業(上記1・(1)・イ・)は、合宿の遠征費用や講師招へい費用に対する補助であるが、事業計画書には実施時期の記載がないにもかかわらず、年度当初に全額概算払いがなされている。

補助事業者の財政基盤が盤石ではないことから一定の概算払いが必要であることは理解できるものの、いずれの補助事業についても、年度当初の全額概算払いが「特に必要」とまでは言えない。補助金交付が原則としては精算払い、後払いであり、あくまで概算払いが例外的な扱いであることに鑑みれば、例えば、半期あるいは4期に分けて概算払いするなど、年度当初の全額概算払い以外の方法を検討すべきである。

今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払い

を求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則 16 条 2 項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

(4) 長崎県高等学校体育連盟事業費補助金 (体育保健課) 上記 1 ・ (1) ・ ウ ・ ~
ア 補助金の概要 (指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。)

【補助事業者】

長崎県高等学校体育連盟

【趣旨】

高等学校生徒の競技力の向上及び生徒相互の親睦を図り、心身共に健全な高校生を育成するために、長崎県高等学校体育連盟が行う 6 事業に対して補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	【全国高等学校体育大会，全九州高等学校体育大会等派遣事業】 【県高等学校総合体育大会離島地区選手派遣事業】 【県高等学校新人体育大会離島地区選手派遣事業】 【県高等学校総合体育大会開催事業】 【全九州高等学校体育大会開催事業】 各事業に要する経費 【高体連ジュニアスポーツ推進事業】 ジュニアスポーツ推進事業として強化校，強化選手等に指定されたものが行う遠征試合，強化合宿，強化練習に要する経費
--------	--

補助率	<p>【全国高等学校体育大会，全九州高等学校体育大会等派遣事業】</p> <p>【県高等学校総合体育大会離島地区選手派遣事業】</p> <p>【県高等学校新人体育大会離島地区選手派遣事業】</p> <p>予算の範囲内で知事が定める額（間接補助の場合は，補助対象者が間接補助事業者に対し定める補助率以内の額とする）</p> <p>【県高等学校総合体育大会開催事業】</p> <p>【全九州高等学校体育大会開催事業】</p> <p>【高体連ジュニアスポーツ推進事業】</p> <p>予算の範囲内で知事が定める額</p>
-----	---

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金のいずれの事業についても，交付申請時の予算計画において，消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると，交付された補助金には，消費税が含まれているのであるから，長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され，上記（1）・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。

しかしながら，本補助金のいずれの事業においても，補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば，補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが，上記（1）・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。

県は，仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は，仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2【現地調査の内容が記録化されていない】

上記（1）・オで述べたとおり，補助事業者に対する現地調査には，交付申請の内容及び交付の必要性の審査，不正受給防止のための実態把握，事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的，役割がある。

本補助金についても，全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり，担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし，いつ，誰が，どのような現地調査を行ったのか，記録上明らかではない。

補助事業者に対する現地調査は，県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが，上記 ないし の目的の重要性からすれば，少なくとも3年に1度，定期的

に実施するのが望ましく、定期的な実施のためには、補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業の記録として、現地調査実施の有無、実施した場合は担当者、調査方法・内容、調査結果などを残しておくのが望ましい。

エ 問題点3【概算払いの必要性が十分に検討されていない】

本補助金は、いずれの事業においても年度当初に全額の概算払いがされている。

上記(2)・オのとおり、長崎県補助金等交付規則16条2項は、補助金等の交付が原則として後払いであり、概算払いは「特に必要がある場合」の例外的な扱いであることを定めている。

本補助金は、例えば、全国全九州高等学校体育大会派遣事業(上記1・(1)・ウ・)や、長崎県高等学校総合体育大会離島地区選手派遣事業(上記1・(1)・ウ・)などは、事業実施時期が6月と11月に分かれているにもかかわらず、年度当初に全額概算払いがなされている。

補助事業者の財政基盤が盤石ではないことから一定の概算払いが必要であることは理解できるものの、いずれの補助事業についても、年度当初の全額概算払いが「特に必要」とまでは言えない。補助金交付が原則としては精算払い、後払いであり、あくまで概算払いが例外的な扱いであることに鑑みれば、例えば、事業実施時期の2期に分けて概算払いするなど、年度当初の全額概算払い以外の方法を検討すべきである。

今後は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

また、同規則16条2項が同条1項を準用していることからすると、概算払いによる交付を求める補助事業者が、概算払交付請求書を提出する際に、県に対し、概算払いを求める必要性を示すのが適切である。

【意見】

県は、長崎県補助金等交付規則16条2項の規定に従い、概算払いによる交付を求める補助事業者に対し、概算払いの必要性を示すよう求め、概算払いの必要性を慎重に検討してもらいたい。

(5) 長崎県中学校体育連盟事業費補助金(体育保健課) 上記1・(1)・ウ・ ~

ア 補助金の概要(指摘や意見をjする上で必要な内容を紹介する。)

【補助事業者】

長崎県中学校体育連盟

【趣旨】

中学校生徒の競技力の向上及び生徒相互の親睦を図り，心身共に健全な中学生を育成するために，長崎県中学校体育連盟が行う5事業に対して補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	【県中学校総合体育大会開催事業】 【県中学校総合体育大会離島地区選手派遣事業】 【全国及び全九州中学校体育大会派遣事業】 【全九州中学校体育大会開催事業（県内開催競技に限る）】 各事業に要する経費 【中体連ジュニアスポーツ推進事業】 ジュニアスポーツ推進事業として県中学校体育連盟が行う県レベル又は地区レベルの遠征試合，強化合宿，強化練習，指導者講習会に要する経費
補助率	【県中学校総合体育大会開催事業】 【県中学校総合体育大会離島地区選手派遣事業】 【全国及び全九州中学校体育大会派遣事業】 【全九州中学校体育大会開催事業（県内開催競技に限る）】 【中体連ジュニアスポーツ推進事業】 いずれも予算の範囲内で知事が定める額

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金のいずれの事業についても，交付申請時の予算計画において，消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると，交付された補助金には，消費税が含まれているのであるから，長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され，上記（1）・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。

しかしながら，本補助金のいずれの補助事業においても，補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば，補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが，上記（1）・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。

県は，仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は，仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し，補助事業者に対し，かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2【收受印の日付が修正テープで修正されている】

本補助金のうち、全国全九州中学校体育大会派遣事業（上記1・（1）・ウ・ ）、九州中学校テニス競技大会開催事業（上記1・（1）・ウ・ ）、及び九州中学校柔道競技大会開催事業（上記1・（1）・ウ・ ）については、補助事業者から提出された補助金交付申請書に押印している收受印に、修正テープによる修正が施され、別の日付による收受印が押されている。具体的には、平成31年4月1日付交付申請書に、当初は平成31年4月12日付の收受印が押されていたが、その上に修正テープによる修正を施し、平成31年4月1日付の收受印を再押印している。

本補助金は、平成31年3月20日付長崎県教育委員会体育保健課長による「平成31年度長崎県中学校体育連盟事業費補助金の内示について」によれば、交付申請書の提出期限を平成31年4月1日と定めており、仮に、本補助金の交付申請書が、修正前の收受印の日付である平成31年4月12日に收受されていたとすれば、交付申請書の提出期限を徒過していたことになる。

県担当者によれば、修正テープによる收受印の修正の経緯は、事務的な誤りによるものとのことだが、当初の收受印の日付から大きく遡った收受印を押し、かつ、その遡った日付が交付申請書の提出期限日であることを考えると、単純な事務的な誤りという説明だけでは十分とは言えない。

地方公共団体に対する文書による意思表示は、当該文書が地方公共団体に到達した時点でその効力が発生し（民法97条1項）、地方公共団体は、相手方の意思表示に対し、必要な事務を行う義務を負うことになる。收受印は、郵送や通信情報システム等を介し、地方公共団体が文書を收受し、相手方の意思表示が到達した日付を特定する重要な役割を持つものである。特に、上記補助事業においては、補助事業者が期限までに交付申請を行っているか否かを確認する上で、收受印の日付が重要な役割を果たすことは指摘するまでもない。

このように、県が行う事務において、收受印の日付は厳密に取り扱われるべきであり、安易に修正テープによる修正を施し、再押印を認めることは、適正な行政手続きの観点からは不適切である。仮に收受印を押印する過程で何らかの不備や誤りがあった場合には、簡易であっても顛末書を添付する等、收受印の日付の正確性を担保する措置を講ずべきである。

【指摘事項】

県は、收受印の日付の重要性や厳密に取り扱うべきことを再確認し、何らかの不備や誤りがあった場合には、安易に、修正テープ等による修正は行わず、簡易であっても顛末書を添付する等、收受印の日付の正確性を担保する措置を講ずべきである。

エ 問題点3【現地調査の内容が記録化されていない】

上記（1）・オで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の

内容及び交付の必要性の審査，不正受給防止のための実態把握，事業目的に沿って実施されているかなどの実績確認といった目的，役割がある。

本補助金についても，全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり，担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし，いつ，誰が，どのような現地調査を行ったのか，記録上明らかではない。

補助事業者に対する現地調査は，県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが，上記 ないし の目的の重要性からすれば，少なくとも3年に1度，定期的
に実施するのが望ましく，定期的な実施のためには，補助事業の記録として，現地調査実施の有無，実施した場合は担当者，調査方法・内容，調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業の記録として，現地調査実施の有無，実施した場合は担当者，調査方法・内容，調査結果などを残しておくのが望ましい。

(6) 公益財団法人長崎県体育協会事業費補助金 (体育保健課)

ア 補助金の概要 (指摘や意見を
する上で必要な内容を紹介する。)

【補助事業者】

公益財団法人長崎県体育協会

【趣旨】

広く県民のスポーツを振興し，その普及及び振興並びに競技力の向上を図るため，公益財団法人長崎県体育協会が行うスポーツ少年団育成事業等5事業に対して補助金を交付する。

【補助の対象及び補助率】

補助対象経費	公益財団法人長崎県体育協会が行う，次に掲げる事業に要する経費 (1) スポーツ少年団育成事業 (2) スポーツ振興総合推進事業 (3) スポーツ大会費 (4) 国民体育大会推進事業 (5) スポーツ合宿施設運営事業
補助率	予算の範囲内で知事が定める額 (間接補助の場合は，補助対象者が間接補助事業者に対し定める補助額と同額)

イ 問題点1【仕入れに係る消費税等相当額の報告がされていない】

本補助金は，交付申請時の予算計画において，消費税を含む金額で予算組みされている。

そうすると、交付された補助金には、消費税が含まれているのであるから、長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱6条4項が適用され、上記(1)・イのとおり仕入れに係る消費税等相当額の報告をさせなければならない。

しかしながら、補助事業者からかかる報告がされていない。県担当者によれば、補助事業者に対して口頭で確認をしているとのことであったが、上記(1)・イで述べたとおり口頭での確認だけでは不十分である。

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

【指摘事項】

県は、仕入れに係る消費税等相当額の報告の重要性を再確認し、補助事業者に対し、かかる報告を求めるよう徹底すべきである。

ウ 問題点2【事業計画書や事業実績報告書等の記載内容が統一されておらず、不十分なものがある】

上記(2)・ウで指摘したとおり、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条からすると補助事業者が県に提出すべき事業計画書等は、補助金交付の必要性・相当性を審査するためのものであり、事業実績報告書等は、実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合することを調査するためのものである。

しかし、本補助金において提出されている事業計画書と事業実績報告書では記載内容が異なっており、照合して確認することができない。具体的には、収支予算書では、収入科目が補助金収入の他、基本財産運用収入やJSP0事業受託収入、県事業受託収入等、複数の収入科目に分けられているが、収支決算書では収入科目が補助金収入以外には県事業受託収入と負担金しかない。このように記載内容が異なると、補助事業者が実施した事業の成果が交付決定の内容等と適合しているか調査するという事業実績報告書等の審査資料としての機能を十分に果たせない。

事業計画書や事業実績報告書等は、いずれも、適正な補助金交付のために重要な審査資料であり、県は、かかる趣旨や役割を再確認した上で、補助事業者に対し、交付決定の審査や補助金額確定の調査に適した内容を記載するよう指導すべきである。

【指摘事項】

県は、補助事業者に対し、長崎県補助金等交付規則4条及び5条、並びに、同規則13条及び14条に適合する事業計画書や事業実績報告書等を提出するよう指導すべきである。

エ 問題点3【現地調査の内容が記録化されていない】

上記(1)・オで述べたとおり、補助事業者に対する現地調査には、交付申請の内容及び交付の必要性の審査、不正受給防止のための実態把握、事業目的に沿っ

て実施されているかなどの実績確認といった目的，役割がある。

本補助金についても，全ての補助事業のチェックリストに現地調査を実施した旨のチェックがあり，担当者は毎年度現地調査を行っているとのことである。しかし，いつ，誰が，どのような現地調査を行ったのか，記録上明らかではない。

補助事業者に対する現地調査は，県の規定では毎年度実施すべきものとはされていないが，上記「ないし」の目的の重要性からすれば，少なくとも3年に1度，定期的
に実施するのが望ましく，定期的な実施のためには，補助事業の記録として，現地調査実施の有無，実施した場合は担当者，調査方法・内容，調査結果などを残しておく必要がある。

【意見】

補助事業の記録として，現地調査実施の有無，実施した場合は担当者，調査方法・内容，調査結果などを残しておくのが望ましい。